

京浜交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会設置要綱（改正案）

制定：平成21年10月30日
一部改正：平成22年 2月 5日
一部改正：平成23年 4月19日
一部改正：平成24年 7月13日
一部改正：平成25年 3月 8日
一部改正：平成26年 1月24日
一部改正：平成26年 2月18日
一部改正：平成 年 月 日

（目的）

第1条 京浜交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「法」という。）の規定に基づき、京浜交通圏（以下、「準特定地域」という。）の関係者の自主的な取組を中心として、当該準特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送（以下「タクシー」という。）が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる準特定地域計画の作成等を行うために設置するものとする。

（定義）

第2条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。
2 この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車を用いる。
3 この要綱において「タクシー事業者等」とは、タクシー事業者及びタクシー事業者の組織する団体をいう。
4 この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。
5 この要綱において「地域住民」とは、タクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者をいう。

（実施事項）

第3条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。

（1）準特定地域計画の作成

（2）次に掲げる準特定地域計画の実施に係る連絡調整

- ① 準特定地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集
- ② 準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要

な協力の要請

- ③ ①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める準特定地域計画の実施に係る連絡調整

(3) 準特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議

① 協議会の運営方法

② ①に掲げるもののほか、協議会の運営等に必要と認める事項

(協議会の構成員)

第4条 協議会の構成員は、次の区分にそれぞれ掲げる者とし、任期は平成29年1月26日までとする。

(注) (1)～(4)は、法第8条第1項に規定する構成員、(5)は、法第8条第2項に規定する構成員。

(1) 関係地方公共団体の長

①神奈川県知事又はその指名する者

②横浜市長又はその指名する者

③川崎市長又はその指名する者

④横須賀市長又はその指名する者

⑤三浦市長又はその指名する者

(2) タクシー事業者等

①一般社団法人神奈川県タクシー協会 会長

②神奈川県個人タクシー協会 会長

③湘南交通株式会社 代表取締役

④川崎タクシー株式会社 代表取締役

⑤岡タクシー有限公司 代表取締役

⑥カナガワ交通株式会社イースタン 代表取締役

⑦向ヶ丘交通株式会社イースタン 代表取締役

⑧三和交通株式会社 取締役部長

⑨三和交通神奈川株式会社 総務監査室長

⑩関東中央交通株式会社 常務取締役

(3) 労働組合等

①全神奈川ハイタク労働組合連絡会議を代表する者

(4) 地域住民

①横浜市消費生活総合センター所長又はその指名する者

②川崎商工会議所会頭又はその指名する者

③横須賀商工会議所会頭又はその指名する者

(5) その他協議会が必要と認める者

①神奈川県警察本部交通部交通規制課長

- ②神奈川県警察本部交通部駐車対策課長
- ③神奈川県労働局労働基準部監督課長
- ④一般財団法人神奈川タクシーセンター 専務理事 管理指導部長
- ~~⑤東日本旅客鉄道株式会社横浜支社企画部長~~
- ~~⑥京都大学大学院工学研究科都市社会工学専攻教授 藤井 聡~~
- ⑤東洋大学国際地域学部国際地域学科教授 岡村 敏之

- 2 協議会は、前項の（１）～（４）の区分に掲げる者が任意に加入し、又は脱退することができるものとし、かつ、前項の（５）の区分に掲げる者が任意に脱退できるものとする。
- 3 協議会へ加入又は協議会から脱退しようとする者は会長等（事務局長をおく場合は事務局長。以下同じ。）に申し出をするものとする。
ただし、第５条第１７項の規定に基づき協議会の開催の公表があった場合には、協議会の開催日の３０日前までに申し出があった者について、当該協議会に構成員として参画できるものとする。
- 4 協議会の構成員の把握は会長等が行うものとし、協議会の場において一覧表形式等により示すものとする。

（協議会の運営）

第５条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し協議会を開催する。
- 3 会長の任期は平成２９年１月２６日までとする。
- 4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名した者がその職務を代理する。
- 5 協議会に座長をおくことができる。なお、座長は構成員の中より指名する。
- 6 座長は、協議会の議事運営を統括する。
- 7 座長に事故等がある場合には、会長がその職務を代理する。
- 8 座長の任期は平成２９年１月２６日までとする。
- 9 協議会には事務局を設置する。
- 10 事務局には事務局長をおく。事務局長は会長が指名し、協議会に報告する。
- 11 事務局長は、協議会の運営に関する事務を総括する。
- 12 事務局長の任期は平成２９年１月２６日までとする。
- 13 会長が必要と認めた場合には、構成員以外の者より協議会において意見を聴くことができる。
- 14 各区分毎の構成員の発言時間の配分は、協議会の開催予定時間の１５％を上限として会長が割り振るものとする。
- 15 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。

（１）会長の選出を議決する場合

第4条第1項（2）及び（3）に掲げる構成員はその区分毎に1個の議決権を、その他の構成員については各自1個の議決権を与えるものとし、議決権の過半数に当たる多数をもって行う。

（2）設置要綱の変更を議決する場合

次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

- ① 協議会の構成員である地方公共団体の長又はその指名する者が全て合意すること。
- ② 設置要綱の変更について合意するタクシー事業者の準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
- ③ 設置要綱の変更について合意するタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者の準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
- ④ 労働組合等として参加している構成員の過半数が合意すること。
- ⑤ 地域住民として参加している構成員の過半数が合意すること。
- ⑥ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意すること。

（3）準特定地域計画の作成及び変更を議決する場合

次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

- ① （2）①及び③から⑤までに掲げる要件を満たしていること。
- ② 準特定地域計画に合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該準特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。
- ③ 協議会の構成員である関係行政機関が全て合意すること。
- ④ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員（関係行政機関を除く。）の過半数が合意すること。
- ⑤ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員のうち準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意すること。

（4）（1）から（3）まで以外の議決を行う場合

次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

- ① 会長及び事務局長が合意すること。
- ② 合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
- ③ ①及び②以外の構成員において、第4条第1項（3）に掲げる構成員はその区分毎に1個の議決権を、その他の構成員については、各自1個の議決権

を与えるものとし、過半数が合意すること。

- 16 協議会は、準特定地域計画作成後も定期的を開催することとする。
また、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとするが、協議会開催の是非は会長が決めるものとする。
- 17 会長は、協議会を開催するに当たり、原則として協議会開催日の４５日前までにその旨を公表するものとする。
- 18 協議会は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、議決事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。
- 19 協議会は、協議会の構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。
また、必要に応じて代理出席を認めることができるものとする。
- 20 会長は、次に掲げる事項に限り、やむを得ない事由により協議会を開催する余裕がない場合においては、事案の概要を記載した書面を構成員に送付し、その意見の聴取及び賛否を確認し、その結果を持って協議会の決議に代えることができる。
なお、本規定に基づく取扱いを行う場合にあっては、第４条第３項中の「３０日前」とあるのは「３日前」とし、第５条第１７項中の「４５日前」とあるのは「１０日前」とする。
 - (１) 新規許可、営業区域の設定又は増車に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決
 - (２) 公定幅運賃に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決

(その他)

第６条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要となる事項は、会長が協議会に諮り定める。

タクシー事業の現状について

平成27年5月22日
京浜交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会

タクシー「サービス向上」「安心利用」推進法による制度変更のポイント

特 措 法

旧

新

原
則

- ◆ 新規参入：許可制
- ◆ 増 車：届出制
- ◆ 自動認可運賃（下限割れには厳正な審査）

原
則

- ◆ 新規参入：許可制
- ◆ 増 車：届出制
- ◆ 自動認可運賃（下限割れには厳正な審査）

特 定 地 域 （ 大 臣 指 定 ）

- ◆ 新規参入：許可制
- ◆ 増 車：認可制
- ◆ 自動認可運賃（下限割れには厳正な審査）

期間 3 年

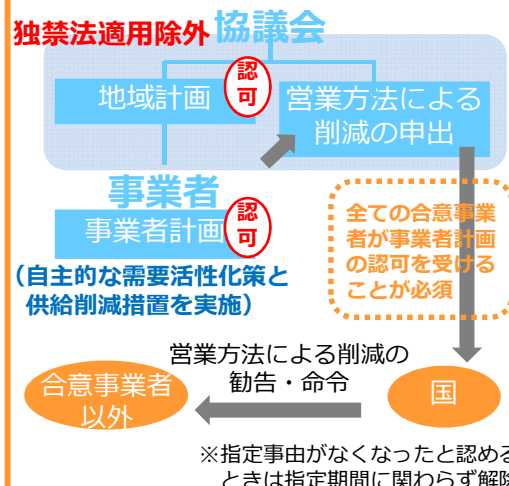


※指定事由がなくなつたと認める
ときは指定期間に関わらず解除

特定地域（大臣指定・運審諮問）

- ◆ 新規参入・増車：禁止
- ◆ 強制力ある供給削減措置
- ◆ 公定幅運賃（下限割れには変更命令）

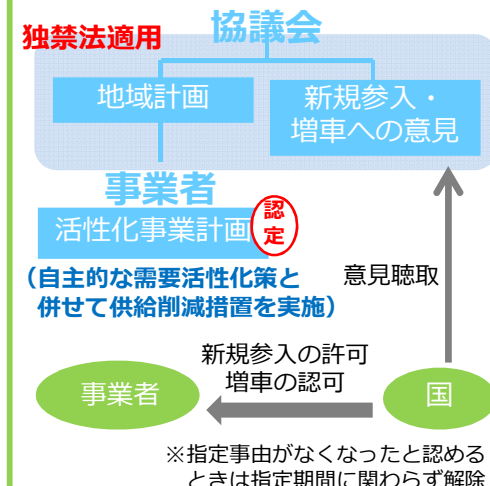
期間 3 年



準特定地域（大臣指定）

- ◆ 新規参入：許可制
- ◆ 増 車：認可制
- ◆ 公定幅運賃（下限割れには変更命令）

期間 3 年



タ ク 特 法

全国	指定地域 (政令で指定)	特定指定地域 (政令で指定)
—	登録制 〔講習〕	登録制 〔試験〕

道 路 運 送 法

全国

指定地域
(告示で指定)

特定指定地域
(告示で指定)

登録制
〔講習〕

登録制
〔試験〕

登録制
〔試験〕

◆ 過労運転防止措置の義務付け

過労運転の防止に関する規定を省令から法律に引き上げ

◆ 事業者に対する適正化事業の実施

貨物自動車運送事業法と同主旨の規定を整備

13. 準特定地域一覧（平成26年10月31日現在）

運輸局等	都道府県	準特定地域（153地域）
北海道	北海道	札幌交通圏、小樽市、函館交通圏、旭川交通圏、 苫小牧交通圏、釧路交通圏、帯広交通圏、北見交通圏
東北	青森	青森交通圏、八戸交通圏、弘前交通圏
	岩手	盛岡交通圏、花巻交通圏、一関交通圏
	宮城	仙台市、石巻市
	福島	福島交通圏、郡山交通圏、会津交通圏、いわき市
	秋田	秋田交通圏
	山形	山形交通圏
関東	東京	特別区・武三交通圏、北多摩交通圏、南多摩交通圏、 西多摩交通圏
	神奈川	京浜交通圏、県央交通圏、湘南交通圏、小田原交通圏
	千葉	京葉交通圏、東葛交通圏、千葉交通圏、北総交通圏、 市原交通圏、南房交通圏
	埼玉	県南中央交通圏、県南西部交通圏、県北交通圏、 県南東部交通圏
	群馬	東毛交通圏
	群馬及び 埼玉	中・西毛交通圏
	茨城	水戸県央交通圏、県南交通圏、県西交通圏、県北交通圏、 鹿行交通圏
	栃木	宇都宮交通圏、県南交通圏、塩那交通圏
	山梨	甲府交通圏
	新潟	新潟交通圏、長岡交通圏、上越交通圏、三条市A、新発田市A、 柏崎市A
北陸 信越	富山	富山交通圏、高岡・氷見交通圏、砺波市B・南砺市
	石川	金沢交通圏、南加賀交通圏
	長野	長野交通圏、松本交通圏、上田市A、飯田市A
	愛知	名古屋交通圏、知多交通圏、尾張北部交通圏、 尾張西部交通圏、西三河北部交通圏、西三河南部交通圏、
中部	静岡	静岡交通圏、富士・富士宮交通圏、沼津・三島交通圏、 磐田・掛川交通圏、藤枝・焼津交通圏、伊豆交通圏、 浜松交通圏
	岐阜	岐阜交通圏、大垣交通圏、高山交通圏、美濃・可児交通圏、 東濃東部交通圏
	三重	津交通圏、松阪交通圏
	福井	福井交通圏、武生交通圏

運輸局等	都道府県	準特定地域（153地域）
近畿	大阪	大阪市域交通圏、北摂交通圏、河北交通圏、河南B交通圏、 河南交通圏
	京都	京都市域交通圏
	兵庫	神戸市域交通圏、姫路・西播磨交通圏、東播磨交通圏
	奈良	奈良市域交通圏、生駒交通圏、中部交通圏
	滋賀	大津市域交通圏、湖南交通圏、中部交通圏、湖東交通圏
	和歌山	和歌山市域交通圏
中国	広島	広島交通圏、呉市A、東広島市、三原市、福山交通圏、 尾道市
	鳥取	鳥取交通圏、米子交通圏、倉吉交通圏
	島根	松江市、出雲市
	岡山	岡山市、倉敷交通圏、津山市
四国	山口	下関市、宇部市、山口市、周南市、防府市、岩国交通圏
	香川	高松交通圏、中讃交通圏
	徳島	徳島交通圏
	愛媛	松山交通圏、東予交通圏、今治交通圏
九州	高知	高知交通圏
	福岡	福岡交通圏、北九州交通圏、筑豊交通圏、大牟田市、 久留米市
	佐賀	佐賀市、唐津市
	長崎	長崎交通圏、佐世保市、諫早市
	熊本	熊本交通圏、八代交通圏
	大分	大分市、別府市
沖縄	宮崎	宮崎交通圏、都城交通圏、延岡市
	鹿児島	川薩交通圏、鹿児島空港交通圏、鹿児島市
	沖縄	沖縄本島

（全国の営業区域の総数 638地域）

(1) 準特定地域における活性化事業計画の認定申請状況等について

営業区域名	地域計画 合意	法人タクシー（H27. 3. 31現在）									個人タクシー		
		事業者数	申請								事業者数 （H27.3末）	申請者数 （H27.3末）	認定 事業者数 （H27.3末）
			申請者数	うち事業再構築を定めた者			認定 事業者数	認定					
				申請者数	減車数	休車数		事業者数	減車数	休車数			
京浜交通圏	H22.3.23	111	108	91	280	163	108	91	280	163	2,164	2,096	2,096

※上記は取下・再申請、追加申請、事業廃止等を反映したもの。

※ハイヤー・福祉車両のみを保有している事業者を除いたもの。

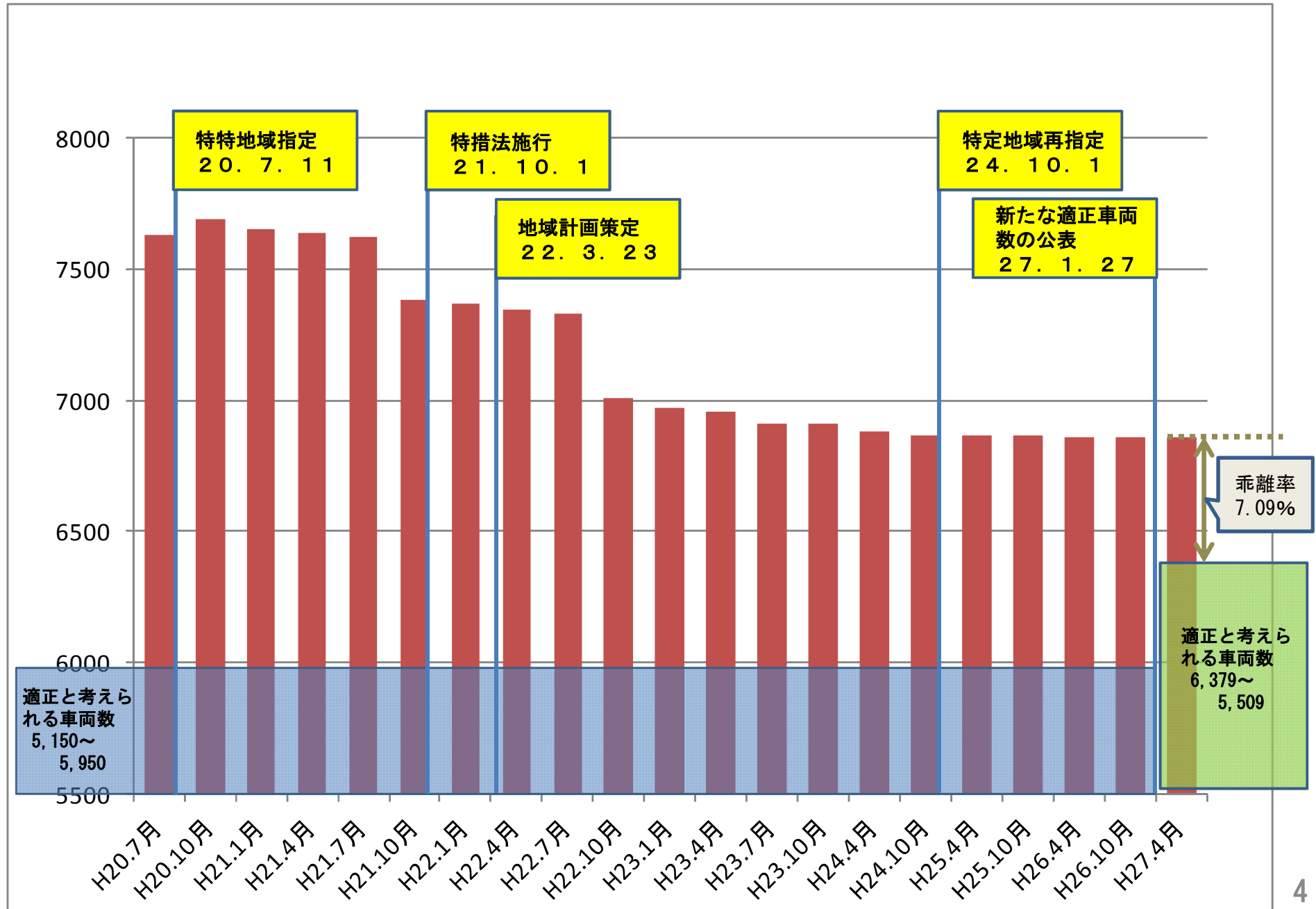
営業区域名	現在車両数 ①	適正車両数 上限との 乖離率 (1-③/①)	申請された 減・休車が すべて実施 された場合 の車両数 ②	適正車両数 上限との 乖離率 (1-③/②)	適正車両数 (H27.1.27公示)		
					下限値	上限値③	
京浜交通圏	6,866	7.09%	6,866	7.09%	5,509	～	6,379

※その他ハイヤーは除いたもの。

●旧タクシー特措法時の基準車両数と適正車両数（参考）

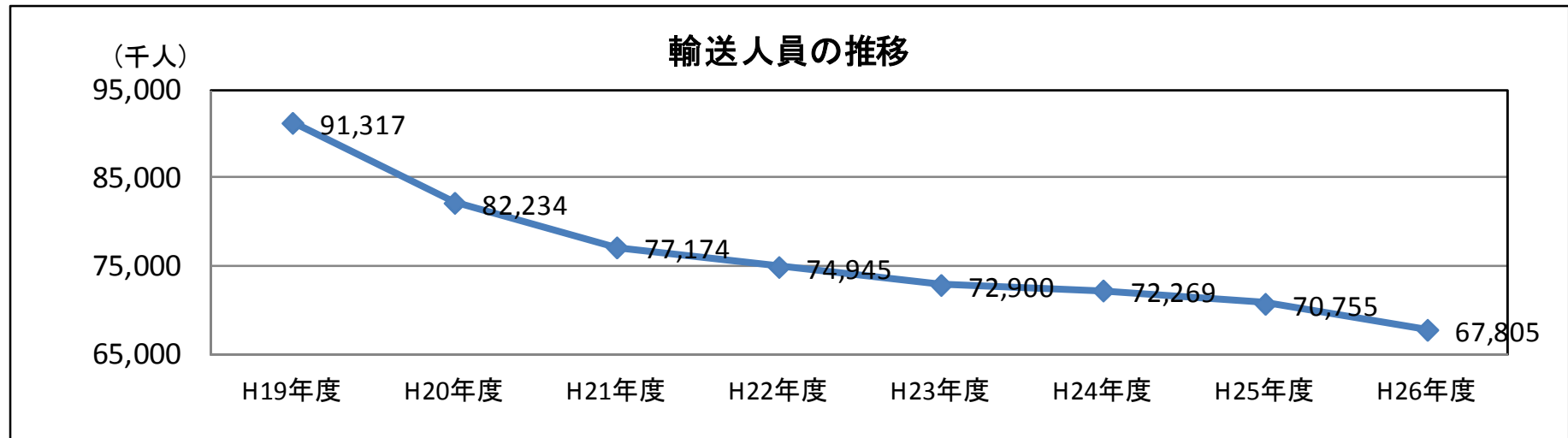
営業区域名	基準車両数 ① (H20.7.11)	現在車両数 ②	減車率 (1-②/①)	申請された 減・休車が すべて実施 された場合 の車両数 ③	減車率 (1-③/①)	地域計画に示された基準 車両数と適正と考えられる 車両数の乖離	適正車両数		
京浜交通圏	7,629	6,858	10.11%	6,858	10.11%	約20%～30%	5,150	～	5,950

(2) 京浜交通圏の实在車両数の推移について

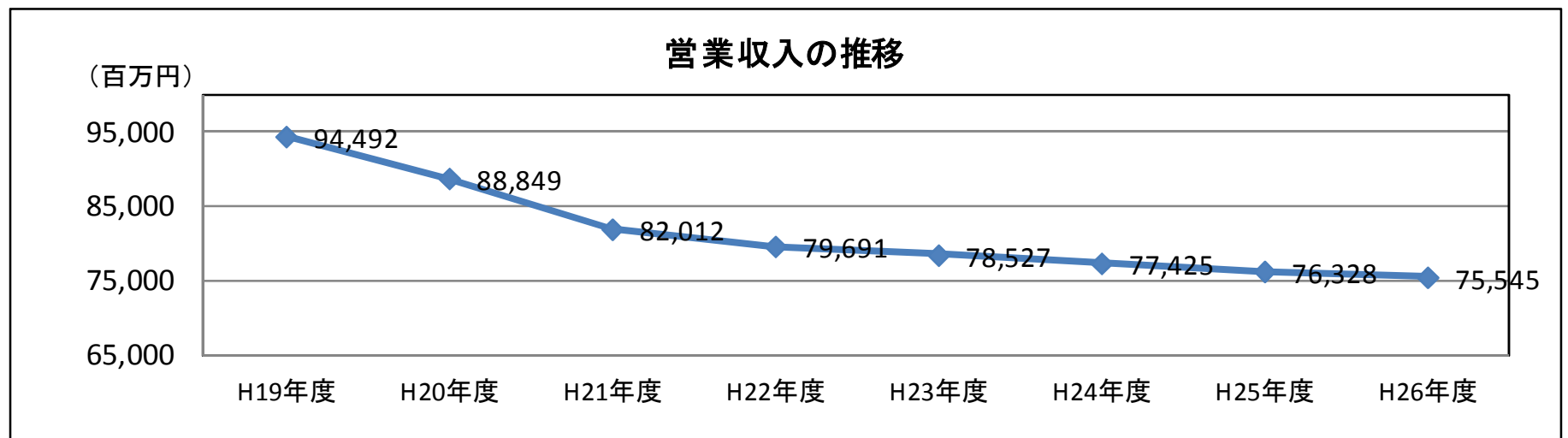


(3)各種指標の比較 (①京浜交通圏) 1/3

①輸送人員の推移

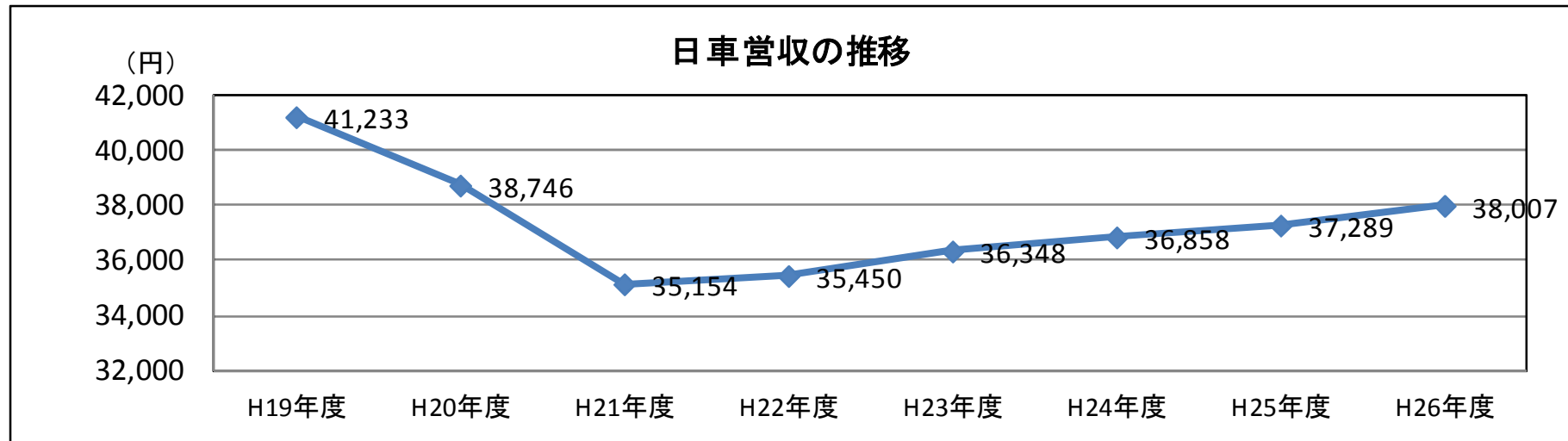


②営業収入の推移

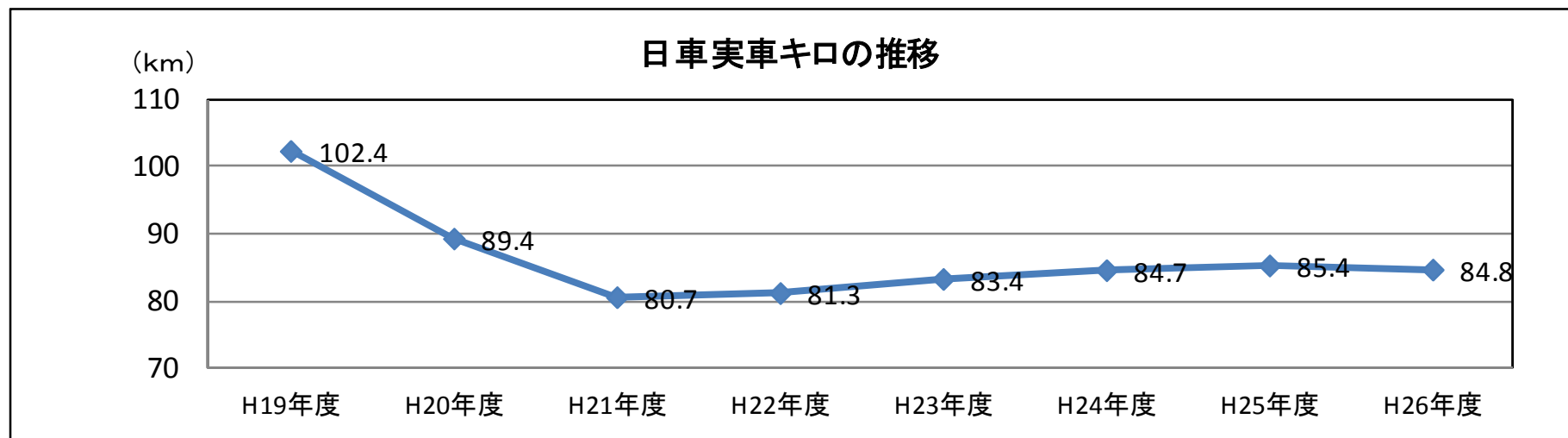


(3)各種指標の比較 (①京浜交通圏) 2/3

③日車營收の推移

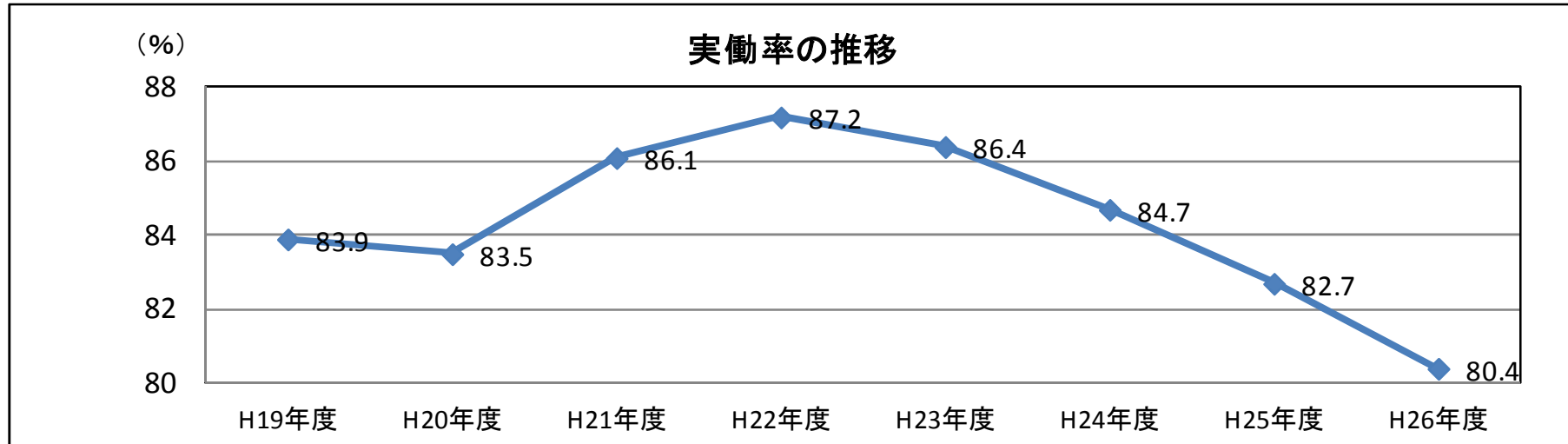


④日車実車キロの推移

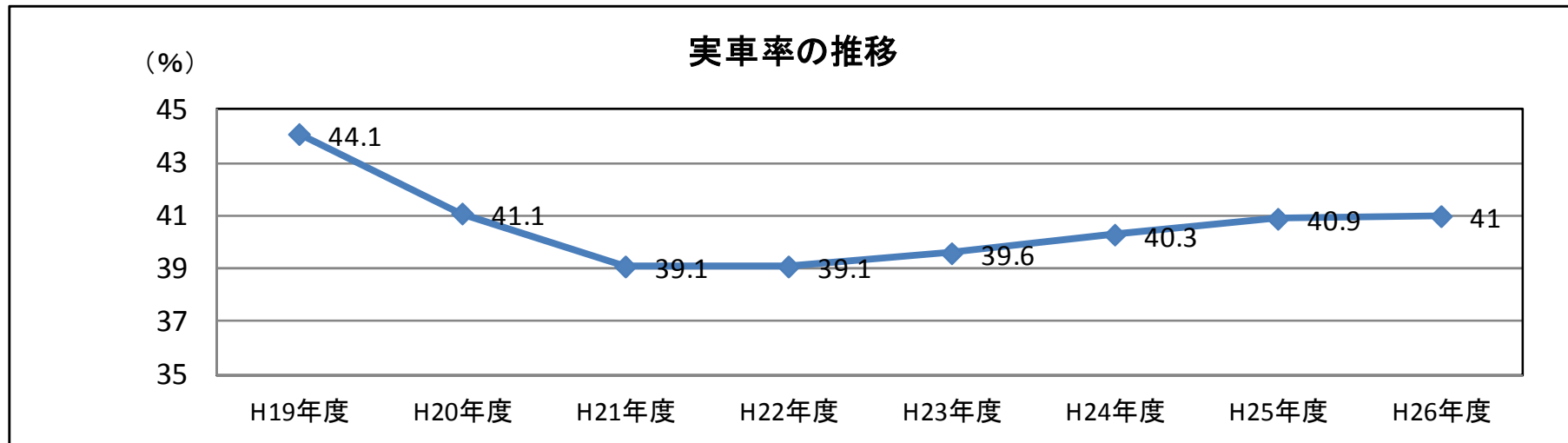


(3)各種指標の比較 (①京浜交通圏) 3/3

⑤実働率の推移



⑥実車率の推移



タクシー事業の適正化と活性化に係る 改正特措法施行後一年間の取組み状況について

平成27年5月22日
京浜交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会

地域計画の目標

- ① タクシーサービスの活性化と良質なサービスが選ばれる環境づくり
- ② 安全性の維持・向上
- ③ 環境問題への貢献
- ④ 交通問題、都市問題の改善
- ⑤ 総合交通ネットワークの一員としての機能向上
- ⑥ 観光立国実現に向けた取組
- ⑦ 防災・防犯対策等社会への貢献
- ⑧ タクシー運転者の労働条件の悪化の防止、改善、向上
- ⑨ 事業経営の活性化、効率化
- ⑩ 過度な運賃競争への対応

タクシー協会(法人・個人)での取組状況

①タクシーサービスの活性化と良質なサービスが選ばれる環境づくり

【特定事業】

特 定 事 業	実施主体	実施時期	法人協会等の対応	個人協会の対応
選任している利用者モニターからの意見を事業に反映活用	法人協会、個人協会	短期	・モニターからの苦情・要望等を社内教育資料等として事業者配布。 ・今後、全車両にエコーカードを搭載し、利用者の意見を幅広く収集しサービス向上を図る取組を検討予定。 ・特定地域指定候補に伴う利用者意向アンケート調査に基づき検討する。	・モニターからの要望・改善要求について事業者へ周知。 ・車内に要望カードを搭載し、寄せられた苦情・感謝の言葉を各傘下協同組合に配布するとともに期限更新者に配布。 ・同左
運転者のマナー向上のための教育・研修の充実	法人協会、個人協会	短期	・毎年2月に外部講師による講演会を実施している。	・マナー向上のための教育・研修を目的として、外部講師を招き講習会を実施。 新規参加者((譲渡譲受者含む) 参加人員72名)) 期限更新者(23年度946名、24年度901名、 25年度802名、26年度812名) ・傘下協同組合において接客コンテストを実施し、個人協会にて最終コンテストを実施。
ケア輸送サービス充実のために介護資格等の取得及びケア輸送従事者研修会受講の促進	法人協会、個人協会	短・中期	・EVタクシー導入に伴い神奈川県によるケア講習を実施。(H23.1.25、参加人数63名)(実施機関:神奈川県) ・川崎市コールセンター事業連絡協議会による普通救命講習会に参加。 (随時実施、参加人数851名)(実施機関:消防署) ・法人協会が全国福祉輸送サービス協会より、「タクシー乗務員バリアフリー研修」実施機関としての認定を受け24年度から年5～6回の研修を実施している。	・福祉輸送に積極的に関与していくため、全国ハイヤー・タクシー連合会主催による講習会に積極的に参加。
「お近くでもどうぞ」を合い言葉にした運転者教育の徹底及び利用者へのPR強化	法人協会、個人協会	短期	・短距離利用者のため周知用のパンフ等の作成を検討予定。	・事業者に対し、ステッカー(ちょっとそこまではどうぞ)の車体貼付の徹底を図る。(H22.12より短距離客歓迎キャンペーンステッカー貼付)
早期予約の積極受注の推進	個人協会	短期		・今後検討予定。
ポスター、パンフレット、リーフレット等の作成・配布	法人協会、個人協会	短期	・タクシーの安全性・利便性を利用者に広く理解頂くためのリーフレット作成を両協会で行う予定。 ・小学校で開催するバリアフリー教室の生徒、各種イベント開催時に、「自転車安全利用五則及び手話表現を掲載した「クリアファイル」並びに「交通安全印字のシャープペンシル」を作成、配布。 ・ユニバーサルデザイン(UD)タクシーのパンフレットを作成、NPO、病院等に配布。 ・観光タクシーパンフレットを作成し、ホテル・駅等に配布。 ・羽田空港タクシー乗り場をデジタル化して、定額運賃、観光コースの案内を表示。(26年3月12日～) ・観光タクシー広報のためのティッシュを作成し配布。 ・UDタクシー広報のための絆創膏を作成して配布。 ・振込詐欺防止のためのステッカーを全車両に配布。	・同左(但しクリアファイルは除く)

タクシー協会(法人・個人)での取組状況

①タクシーサービスの活性化と良質なサービスが選ばれる環境づくり

【特定事業】

特 定 事 業	実施主体	実施時期	法人協会等の対応	個人協会の対応
マスターズ制度の充実及び参加の促進	個人協会	短期		・事業者の約9割が制度に参加。 ・本年12月よりスキル・アップ講習の受講を義務化しマスターの高度化及び審査の厳格化を図る。
優良運転者推薦制度の促進	個人協会	短期		・優良適格者を個人協会において表彰。その後全国個人タクシー協会まで推薦。 (県協会長(個人協会)表彰:10名、全国個人タクシー協会長表彰4名、大臣 表彰1名)

タクシー協会(法人・個人)での取組状況

【その他の事業】

特 定 事 業	実施主体	実施時期	法人協会等の対応	個人協会の対応
地理教育制度の充実	法人協会、神奈川タクシーセンター	中期	・神奈川タクシーセンターにおいて、平成22年度より、新任乗務員の地理試験を実施している。 (受験者数：H22年度 1,856名 H23年度 1,580名 H24年度 1,374名 H25年度 1,435名 H26年度 1,376名) ・新人以外の適正化研修を実施している。 (受講者数：H22年10～23年3月 20名、H24年度 51名 H25年度 32名、H26年度 50名) ・H27.10より、現行の地理試験のほか、「法令・安全・接遇」に関する試験の実施する。	・実施を目指し検討を予定。
地理モニター制度の導入	個人協会	短期		・現在のモニター制度を活用し、アンケートに加える方向で検討中。
条件に応じたタクシーを検索できるWEBサイトの開設	法人協会	短期	・法人協会ホームページにタクシーアラカルト(いろいろなタクシー)として様々なサービスを展開している導入事業者を掲載。 ・様々な情報を見易くする為にホームページを更新した。(H26.4月) ・「かながわ観光タクシー認定ドライバー制度」により認定ドライバーを紹介するなど一新した。 ・全国ハイヤー・タクシー連合会により「全国タクシーガイド」を開設。(H26.2.14運用開始)	
駅前等における民間活力の導入促進による乗り場(上屋付乗り場、バリアフリー乗り場等)の整備に向けた調整検討	法人協会、個人協会 神奈川タクシーセンター	中期	・以下の会議に参画し、障害者とバリアフリー化に向けた調査を実施。 「神奈川県バリアフリー街づくり推進県民会議」 「川崎市バリアフリー街づくり推進協議会」 ・港南台駅と横須賀中央駅前のタクシー乗り場のスロープ化を実施。 ・乗合バスの民間活力活用の上乗せについて、タクシー乗り場において設置が可能か乗り場管理者と検討予定。 ・横浜駅東口にEV・UDタクシー待機レーン設置(H25.6.2～) ・川崎駅北口及び中央口(H25.7.23～)にUDタクシー乗場を設置。 ・武蔵小杉駅東口に交通広場の設置に伴いUDタクシー待機レーンを設置(26.3.30～) ・長津田駅北口にタクシー乗り場を新設(H26.8.31～) ・新川崎駅にUDタクシー乗り場を新設(H27.3.30～) ・横浜市立みなと赤十字病院にUD専用乗り場を検討中。	・同左

タクシー協会(法人・個人)での取組状況

②安全性の維持・向上

【特定事業】

特 定 事 業	実施主体	実施時期	法人協会等の対応	個人協会の対応
運行管理者・整備管理者研修の充実	法人協会	短期	・毎年11月に整備管理者研修を実施している。 ・警察署等の講師による運行管理者研修を実施。(川崎) (H23.2.28、53名参加、H24.3.1、54名参加) ・事業用自動車事故防止対策研修会を実施。(H23.7.27、 244名参加) ・毎年11月に交通指導員研修会を実施している。 ・H26.11暴力団・覚せい剤等対策に係る研修会を実施。	
神奈川県主催セーフティチャレンジコンクールへの参加	法人協会	短期	・毎年7月～12月に行われる「セーフティチャレンジかながわ」に協賛し事故防止に努めている。	
事故防止コンクールの実施	個人協会	短期		・個人協会において事故防止の一環として、実施を検討予定。 ・今年度より期限更新時に事故防止に関するカリキュラムを追加
緊急地震速報受信時の的確な対応による旅客の安全確保に向けた乗務員教育の実施	法人協会、個人協会	短・中期	・関東防災連絡会に参画。 ・「乗務員災害対策マニュアル」を作成中	・H23.3.11の震災を受け教育を検討予定。

【その他の事業】

特 定 事 業	実施主体	実施時期	法人協会等の対応	個人協会の対応
スピード抑止の装置に関する検討	法人協会、個人協会	中期	・今後検討予定。	・今後検討予定。
他団体(自動車関係団体、二輪車関連団体、自転車関連団体等)と連携した事故防止活動の実施	法人協会、個人協会	短期	・神奈川県警主催による交通安全運動等に連携して交通事故防止を実施。 ・神奈川県交通安全対策協議会に参画	・毎年地元警察より担当者を招き事故防止に向けた研修を開催。
AVS(先進安全自動車)の実用化に向けての情報収集	法人協会、個人協会	短期	・今後検討予定。	・今後検討予定。

タクシー協会(法人・個人)での取組状況

③環境問題への貢献

【その他の事業】

特 定 事 業	実施主体	実施時期	法人協会等の対応	個人協会の対応
公共施設における低公害車専用乗り場設置等 低公害タクシー車両普及促進に関する自治体 等への働きかけ	法人協会、個人協会	短期・中期	・自治体からのEV車両貸与による環境貢献及びEV車両普及PRに寄与。(横須賀市) ・みなとみらいエリア(パシフィコ横浜、ランドマーク)において、オンデマンド運行(※)の実証実験を実施。(H24年2月25～26日、H24年3月3～4日) ・横浜市東部病院において、EVタクシーシェア乗り場の正式運用の開始(24.7.23～) ・横浜駅東口乗場にUD・EVタクシー専用待機レーンの設置(H25.6.28運用開始) ・かわさき自動車環境対策推進会議に参画 ・EVタクシーの普及のため、EVタウン支援企業に利用の協力を要請。 ・かながわEVタクシープロジェクト主催によりEVタクシー利用促進のため「EVタクシーお試しクーポン」プレゼントキャンペーンを実施。(H25年度) ・EVタクシー利用促進のための各種イベントに参加(25年度)(開催場所:赤レンガ倉庫、麒麟ビール横浜工場、横浜ベイサイドマリーナ) ・横浜駅東口タクシー乗り場においてEVタクシー普及拡大を図るための調査を実施。(25年度) ・26年度EVタクシー普及に向けて神奈川県による「EVタクシー乗務員育成支援事業」に参画。 ・26年度「市町村対抗 かながわ駅伝」にEVタクシーによる支援活動に参画。	・低公害車両及びUD車両乗り場設置に向け検討中。

※オンデマンド運行・・・端末機により呼び出すシステム。利用者が呼び出し端末で呼び出すと端末機を車載しているタクシーが、呼び出された場所に行き目的地まで行く。

タクシー協会(法人・個人)での取組状況

④交通問題、都市問題の改善

【特定事業】

特 定 事 業	実施主体	実施時期	法人協会等の対応	個人協会の対応
客待ちタクシーによる道路混雑防止のための対策の構築と徹底	法人協会、個人協会 神奈川タクシーセンター	短期	・各地区(駅)により独自のルール制定し運用実施。 ・指導委員研修において、路上駐車禁止を徹底。(横浜) ・タクシー乗場の設置要望書を関係機関に提出。(横浜) ・法人協会の交通指導事故防止委員会における街頭指導の実施。 ・神奈川タクシーセンターによる街頭巡回指導の強化。	・同左
繁華街及び駅周辺路上の違法付け待ち車両排除の街頭指導の強化推進	法人協会、個人協会 神奈川タクシーセンター	短期	・神奈川タクシーセンターにおいて街頭指導重点地域等を指定し、月毎また日常的に街頭指導実施し禁止行為削減に努めている。 ・神奈川タクシーセンターと法人協会が協力し各地区で問題のある乗場の混雑解消の指導を実施。	・同左
タクシー乗り場及び周辺における美化の推進	法人協会、個人協会 神奈川タクシーセンター	短期	・主な駅構内タクシー待機場において、乗務員の中から指導者を選定し、乗り場等の美化促進を強化。 ・駅周辺の乗り場美化のため、自治体と連携し清掃を実施。	・同左

【その他の事業】

特 定 事 業	実施主体	実施時期	法人協会等の対応	個人協会の対応
ショットガン方式の導入	法人協会、個人協会 神奈川タクシーセンター	中期	・川崎駅西口及び戸塚駅西口で実施しているが、今後も必要に応じ検討。	・同左
鉄道駅等の混雑防止のための対策としたナンバープレートによる乗り入れ自主規制の導入・充実	法人協会、個人協会 神奈川タクシーセンター	短・中期	・現在一部の駅に於いて実施しているが、その他の駅等については今後必要に応じ検討。	・同左
タクシープールの整備に向けた調整検討	法人協会、個人協会 神奈川タクシーセンター	短・中期	・必要に応じ検討。	・同左
交通問題の顕著な地域での混雑解消(定点観測の実施)	神奈川タクシーセンター	中期	・必要に応じ検討。	・同左
自治体等が実施する交通渋滞対策等関係施策への積極的協力	法人協会、個人協会	短期	・国土交通省による県内の道路渋滞対策のための道路混雑状況アンケート調査協力。 ・神奈川県道路利用者会議に参画。 ・首都高速道路株式会社計画・環境部 交通調査グループから交通起終点調査協力。(H21年及び23年) ・神奈川県移動性向上委員会(国交省関東地方整備局)に参画。	・同左
供給過剰状態の解消に向けた取組みの進捗状況の把握及び効果・影響の測定、並びに必要な応じてさらなる供給過剰解消に向けた対策の検討	法人協会、個人協会	中期	・経営委員会で検討中。	

タクシー協会(法人・個人)での取組状況

⑤総合交通ネットワークの一員としての機能の向上

【その他の事業】

特 定 事 業	実施主体	実施時期	法人協会等の対応	個人協会の対応
ターミナル駅等におけるタクシー乗り場への誘導案内表示の充実	法人協会、個人協会	短・中期	・必要に応じ検討。	・同左
都市計画・交通計画との調和が保たれた公共交通機関としてのタクシーの役割に関する自治体との協議の推進	法人協会、個人協会	中期	・各地域の地域公共交通協議会に参画	・同左

タクシー協会(法人・個人)での取組状況

⑥観光立国実現に向けての取組み

【特定事業】

特 定 事 業	実施主体	実施時期	法人協会等の対応	個人協会の対応
外国人利用者向けの指差し翻訳シートの作成と携行	法人協会、個人協会	短期	・羽田空港国際線乗り入れ車両に乗務員が対応できるよう英語・中国・韓国語に対応した「指差しシート」を作成、配布。 ・全車両に外国人観光客の対応できるよう乗務員指差しシートを作成配布。	・同左
観光タクシー等について観光協会等とのタイアップ強化	法人協会、個人協会	短・中期	・観光促進を図るため、以下の会議等に参加。 「神奈川EVプロジェクト及び箱根EVタウンプロジェクト」 「観光立国かながわ推進連絡会議」 「関東観光推進会議」 ・関東運輸局、神奈川県、横浜・川崎・横須賀市、各観光協会及び商工会議所等の協力を得て「かながわ観光タクシードライバース認定制度」を創設。 ・「かながわ観光タクシーネットワーク会議の開催(H25・26年度)」 ・フェリス学院大学とのコラボによる観光コースの設定。 ・川崎市及び観光協会の協力を受けて「川崎工場夜景タクシー」を実施(27.4.15～)	・同左
観光タクシー乗務員講習会の実施	法人協会、個人協会	短期	・かながわ観光タクシードライバース認定研修の実施(H25年度 178名、H26年度 160名 認定)	・同左

【その他の事業】

特 定 事 業	実施主体	実施時期	法人協会等の対応	個人協会の対応
鉄道駅等の乗り場における整理・案内係の配置	神奈川タクシーセンター	短・中期	・一部の駅で誘導員配置を実施しているが、今後は乗り場の利用状況により検討。	・同左
羽田空港国際化へ対応した乗り場運営	法人協会、個人協会 神奈川タクシーセンター	短期	・羽田空港国際線ターミナルタクシー乗り場を定額運賃乗り場として運用開始(H24.4.23～) ・県内(一部区域を除く)から羽田及び成田空港への定額運賃制度を導入。 ・羽田空港国内線ターミナルタクシー乗り場を定額運賃乗り場として運用開始。(H27.4.6～)	・同左
観光施設における観光タクシー待機場所に係る検討	法人協会、個人協会	中期	・赤レンガ倉庫(2両)、横浜美術館(1両)へ観光タクシー専用駐車場所意を確保。(26年度)	・同左

タクシー協会(法人・個人)での取組状況

⑧タクシー運転者の労働条件の悪化防止、改善・向上

【特定事業】

特 定 事 業	実施主体	実施時期	法人協会等の対応	個人協会の対応
労務研修講習会(労務管理・健康管理)の充実、拡充	法人協会	短期	・毎年2月に労務・経営委員会主催による講習会を実施。 ・毎年各支部において講師を招聘して労務研修会を実施。 ・労務経営委員会において、神奈川労働局と労務管理等の勉強会を開催(H25年2月、7月、10月及び11月) ・労務委員会において、神奈川労働局職員を招き、子育て支援、労務管理等について勉強会を実施。(平成26年11月) ・固定給制度を導入したタクシー会社を労務委員が訪問し、導入に至る経過、導入後の諸課題について意見交換した。(平成26年9月) ・事業所内保育所を設置しているタクシー会社を労務委員が訪問し、運営状況等について意見交換。(平成27年2月) ・労務委員会においてモデル就業規則を作成し、HPに掲載の上、全会員に対し活用を勧めた。(平成27年4月)また、平成27年から6～7月にかけて、各交通圏別に会員事業所を対象とした普及促進セミナーを実施予定。 ・会員事業所の乗務員に対し、将来の展望、今後の生活設計などについてアンケート調査を実施した。(平成26年3月)	

【その他の事業】

特 定 事 業	実施主体	実施時期	法人協会等の対応	個人協会の対応
食事・休憩可能な提携施設等の確保の検討	法人協会、個人協会	中期	・今後施設等の確保を検討予定。	・同左

タクシー協会(法人・個人)での取組状況

⑨事業経営の活性化、効率化

【その他の事業】

特 定 事 業	実施主体	実施時期	法人協会等の対応	個人協会の対応
市場調査、マーケティング等による需給構造分析	法人協会、個人協会	中期	・タクシー利用実態調査のため外部業者に時系列データの収集を委託中。	・法人協会と合同実施に向け検討予定。
新たなサービスに関する要望受付窓口の設置	法人協会、個人協会 神奈川タクシーセンター	短期	・HPの充実を図り、利用者の新たなサービス要望を把握するための手段を検討していく。	・個人タクシーに関する新たな要望について定期的なアンケート等を検討予定。 ・HPを立ち上げ利用者の要望の把握に努める。(24. 9月までを予定)

地域計画の目標ごとの達成状況

【地域計画の目標】 ①タクシーサービスの活性化と良質なサービスが選ばれる環境づくり

ユニバーサルデザイン車の導入促進(1)

■ ユニバーサルデザイン車とは、健常者に限らず、高齢者、妊産婦、子供連れ、車いすの方（車いすのまま乗車することを想定）また旅行などで多くの荷物を持った方など、誰でも利用できる構造（ユニバーサルデザイン）のタクシー車両であって、通常のタクシーと同じ料金で利用できます。
営業に用いるもの



スロープがでてベビーカー・車いすもそのままOK。

ユニバーサルデザインタクシー



UDタクシー出発式



乗り降りしやすいステップ



大きな荷物・マウンテンバイクも大丈夫



■ UDタクシー実在車両数(H27.3月末現在)
神奈川県内 71社 156両

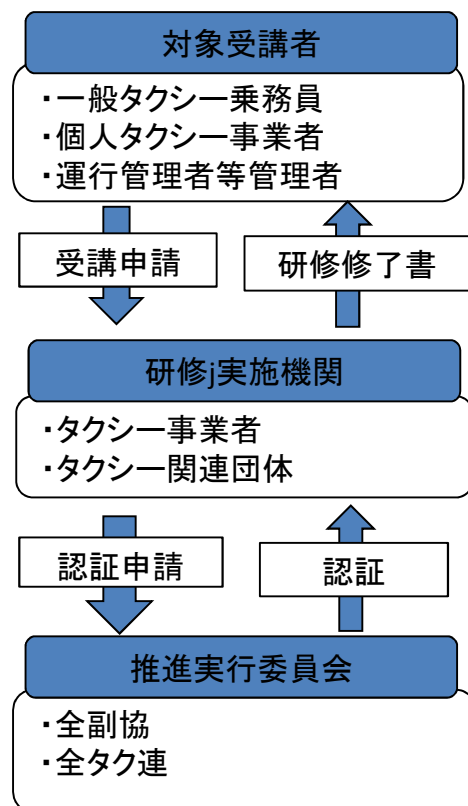
	京浜交通圏	湘南交通圏	県央交通圏	小田原交通圏
23年度	13社 21両	—	6社7両	1社 1両
24年度	52社 88両	2社 4両	7社12両	2社 3両
25年度	59社115両	3社 6両	9社15両	2社 3両
26年度	58社127両	3社 6両	10社20両	2社 3両

【地域計画の目標】 ①タクシーサービスの活性化と良質なサービスが選ばれる環境づくり

ユニバーサルデザイン車の導入促進(2)

■ ユニバーサルドライバー研修とは

- ・近年の社会状況に即して必要とされる「バリアフリー研修」を、タクシー事業者が実施できるようシステム化したもの。研修により、高齢者や障害者などの多様なニーズや特性の理解、お客様との円滑なコミュニケーションの確保など、適切な対応ができるよう一般タクシー乗務員の「接遇向上」を目指す。
- ・(一社)神奈川県タクシー協会が兵庫県に続いて全国2番目に協会の実施機関として認証を受ける。



■ ユニバーサルドライバー研修科目

1. タクシーとユニバーサル社会
2. お客様とのコミュニケーション
3. お客様の理解と接遇・介助方法
4. 車いすの取り扱い方と乗車、降車



■ ユニバーサルドライバー研修受講者数

交通圏別	市別	24年度	25年度	26年度	合計
	横浜	249	241	179	669
京浜	川崎	3	73	27	103
	横須賀		15	13	28
湘南			8	9	17
県央		5	12	12	29
小田原			6	3	9
合計		257	355	243	855
全	国	2,081	4,975	1,122	8,178

※ 全国の26年度は、26年11月末現在の受講者数。

【地域計画の目標】 ①タクシーサービスの活性化と良質なサービスが選ばれる環境づくり

ユニバーサルデザイン車の導入促進(3)

■ UD車両対応乗り場

【概要】

- ・ JR横浜駅東口にUD・EVタクシー専用待機レーンの設置（25年6月28日運用開始）
- ・ JR川崎駅北・中央口にUDタクシー乗り場の設置（25年7月23日運用開始）
- ・ 東急武蔵小杉駅東口にUDタクシー待機レーンの設置（26年3月30日運用開始）
- ・ JR新川崎駅にUDタクシー乗り場の設置（27年3月30日運用開始）

【取組】

- ・ UD車両乗り場前の歩道と車道との段差をスロープ式に改装
- ・ UD車両のスロープが出せるスペースの確保
- ・ タクシー乗り場に待機順に関係なくUD車両が入構

【効果】

- ・ 一般利用者を含めた認知度の向上



JR横浜駅東口



東急武蔵小杉駅



JR新川崎駅

【地域計画の目標】 ①タクシーサービスの活性化と良質なサービスが選ばれる環境づくり

ユニバーサルデザイン車の導入促進(3)

■ 神奈川県タクシー協会 横浜支部UDタクシー導入事業者連絡協議会の設置

【設立趣旨】

- ・ UD車両の普及促進のための方策を検討

【構成員】

- ・ 導入事業者、横浜市、自動車ディーラー、神奈川運輸支局

【検討事項】

- ・ 導入事業者へのアンケート実施
- ・ 共通課題の論議
- ・ 利用者への認知度アップのためのPR方策
- ・ 専用乗り場、専用レーンの設置 等



開港祭

■ 横浜交通まちづくり協議会と連携

「ユニバーサルデザインタクシーはどこで乗れるのかわからない。」「どこに連絡すれば来てくれるのかわからない。」といった声が協議会に届いていたことから、横浜支部との連携より解り易い『ユニバーサルデザインMAP』を作成してネット上に公開しています。



【地域計画の目標】 ①タクシーサービスの活性化と良質なサービスが選ばれる環境づくり

評価制度

【概要】

横浜地域(川崎市・横浜市・横須賀市及び三浦市)でご利用頂くお客様の利便向上とより良質なタクシーサービスをお届けするため、タクシー事業者評価制度委員会において法人タクシー事業者のサービス等に関する評価制度の実施。

【タクシー事業者評価制度委員】

学識経験者、行政、タクシー利用者代表、法人事業者・個人事業者団体代表、労働団体代表からの推薦者、神奈川タクシーセンター

【評価項目の配分点数及び評価の決定までの流れ並びに車両表示】

横浜地域の法人タクシー事業者を対象として「法令遵守面」・「旅客接遇面」・「安全管理面」・「タクシー乗り場等適正運営の推進に関する規程(推進制度)」・「経営姿勢面」に関する情報を収集して、評価基準を設定し、数値化による評価を行います。

評価の決定は、評価期間内の合計評価点数に基づき、タクシー事業者評価制度委員会で決定。評価点数80点以上の事業者を「優良事業者」として公表し、車両に「優良」マークを表示する。

【優良専用乗り場】

羽田空港タクシー国際線ターミナル乗り場
(27年4月1日運用開始)



【地域計画の目標】 ①タクシーサービスの活性化と良質なサービスが選ばれる環境づくり

子育て・妊婦支援タクシー

子育て支援タクシーの状況(三ツ境交通)

○乗務員養成

子育てタクシー乗務員については、養成プログラムを受講させ認可制度を導入。研修終了者には修了書を交付し社内の資格制度としている。

○運営システム

- ・地元子育て団体「NPO法人まんま」とタイアップし、情報を共有するとともに、タクシー会社独自では運営できない面を補ってもらっている。
- ・タクシー内に子育て情報誌を設置し利用者に地域の情報を提供。
- ・NPO法人を通じて、タクシー会社への要望、苦情、お礼の言葉をいただくシステムを構築。これにより、小さな要望等が会社へ届き、サービス改善の種となっている。



子育て乗務員研修中



子供1人を運送

車両搭載チャイルドセット

- ①防水シート ②エチケット袋 ③ティッシュペーパー
④アロマスプレー

運送コース設定

①カンガルー

子供と保護者が同乗する。
(要望に応じて玄関まで荷物の手伝い)

②ひよこ

子供1人で乗車
(事前登録制で通園、通学、祖父母宅への送迎など)

③ふくろう

急なトラブルや夜間の送迎
(夜間、休日病院への送迎、妊婦の方の送迎)

④こうのとりのとり

陣痛
(事前登録された方の産院への送迎など)



輸送回数

	カンガルー	ひよこ	ふくろう	こうのとりのとり	計
H24年	1,789	208	6	14	2,017
H25年	1,309	246	15	43	1,613
H26年	1,428	168	49	80	1,725

- ・子育てニーズに応えた結果、全体の輸送回数が着実に増加している。
- ・子育て輸送は従来のタクシー運賃と同様で特別な料金はなし。

【地域計画の目標】 ②安全性の維持向上

デジタルタコグラフ、ドライブレコーダーの導入状況

- ・ドライブレコーダー^(*)は県内事業者において既に約96%(23年3月末62%)
- ・デジタルタコグラフ^(*)については、県内事業者で約56%(23年3月末49%)
- ・ドライブレコーダーの装着率は大幅に上昇しているが、デジタルタコグラフの装着率は微増に過ぎない。両システムとも乗務員教育、計画配車を踏まえたサービス向上策の一環として更なる導入に取り組むことが必要。

*ドライブレコーダー:自動車事故の前後における自動車の挙動等を映像により記録する機器。

* デジタルタコグラフ:デジタル方式によるタコメーター(運行記録計)。

	ドライブレコーダー			デジタルタコグラフ		
	27年3月末			27年3月末		
	車両数	装着数	装着率	車両数	装着数	装着率
京浜交通圏	7,029	6,786	96.6%	7,029	4,261	60.6%
県央交通圏	2,030	1,893	93.3%	2,030	943	46.5%
湘南交通圏	353	352	99.7%	353	252	71.4%
小田原交通圏	531	523	98.5%	531	151	28.4%
計	9,943	9,554	96.1%	9,943	5,607	56.4%

【地域計画の目標】 ②安全性の維持向上

交通指導員研修等の充実

【法人協会】

1. 毎年、交通指導員の研修会を開催し、それぞれ事業所に戻り乗務員に研修内容を伝え事故防止に努めている。
2. 春・秋の全国交通安全運動と夏の交通事故防止運動及び年末年始自動車輸送安全総点検運動を実施し、街頭指導や街頭査察を行っている。
3. 事業用自動車事故防止コンクールに参加。
4. 優良乗務員に対して表彰を実施。

【個人協会】

1. 安全運行指導員を養成し、組合において会員事業者には事故防止の啓蒙、営業・健康管理面のアドバイスをを行っている。
2. 許可の期限更新時に専門家を招き安全運転講習会を開催。

1. 交通指導員研修会内容	2. 事故防止コンクール結果	
タクシー事業の現況について	事業用自動車事故防止コンクール結果（平成26年6月～8月）	
タクシーサービス向上について	1. 県警本部長、運輸支局長表彰（期間中延走行90万km以上または5年通算90万km以上）	17 事業者
年末年始総点検及び重大事故について	2. 協会長表彰（期間中延走行20万km以上90万km未満または5年通算60万km以上）	54 事業者
ドライブレコーダー映像活用のポイント	3. 連名顕彰（期間中延走行20万km未満）	25 事業者

※26年度 148社 226名出席

3. 優良乗務員協会長表彰

平成26年度
平成26年11月19日 8名受賞



【地域計画の目標】 ③環境問題への貢献

EV・HV車両等の導入(自治体とタイアップした活性化事業)(1)

- ・神奈川県内のタクシー車両数に占める低公害車両の割合は、年々増加している。
- ・電気自動車は従来のタクシーに比べCO2の排出量が1/4。

低公害自動車導入状況(法人)平成27年3月31日現在

	ハイブリッド	電気自動車
京浜	89	13
県央	142	13
湘南	19	4
小田原	38	8
合計	288	38

低公害自動車導入状況(個人)平成26年1月1日現在

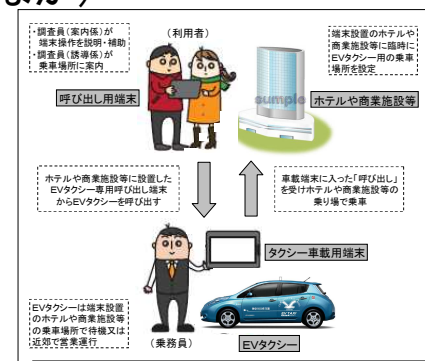
	ハイブリッド	電気自動車
京浜	545	2
県央	114	0
小計	659	2

かながわEVタクシープロジェクト

- ・ 22年4月神奈川県、(一社)神奈川県タクシー協会、日産自動車(株)の三者による「かながわEVタクシープロジェクト推進協議会」を発足。
- ・ EVタクシー普及促進事業
 - 24年2月オンデマンド運行実証実験(パシフィコ横浜、湯本富士屋ホテルほか)
 - 25年1月及び9月「EVタクシーお試しクーポン」プレゼントキャンペーン
 - 26年3月無料シャトルタクシーへの乗車体験会(横浜ベイサイドマリーナ)
- ・ 24年7月横浜市東部病院EにEVタクシーシェア乗り場の運用開始
- ・ 26年度「EVタクシー運転者育成支援事業」
- ・ 27年2月かながわ駅伝大会運営参加



かながわ駅伝運営車両



オンデマンド運行実証実験

【地域計画の目標】 ⑤総合交通ネットワークの一員としての機能向上

公共交通会議等自治体主体の交通施策への積極的な関与

平成24年度～ 神奈川県秦野市における地域公共交通確保維持改善事業

補助対象事業者名

株式会社 愛鶴
(タクシー事業者)

系統名

上地区乗合自動車
(行け行けぼくらのかみちゃん号)

経緯

公共交通の現況

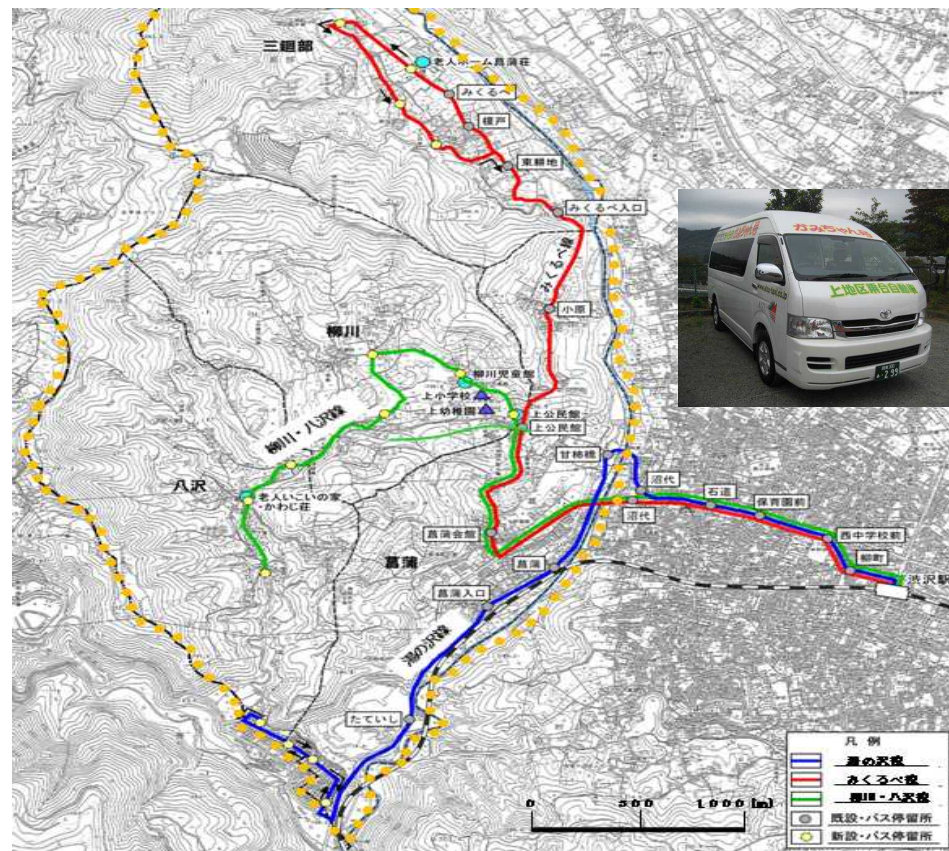
- ・市内に鉄道駅が4駅あるほか、これら4駅を中心として路線バスと乗合タクシーが放射状に運行されている。
- ・小田急小田原線渋沢駅から上地区へは、路線バスが運行していたが、不採算を理由として、平成23年9月30日をもって、その路線バスが廃止されることになったため、地域住民の判断により、生活に必要な交通確保策として、実証運行を開始した。

目的・必要性

上地区の住民は、通院、買い物等のため、渋沢駅周辺に出る必要があることから、既存の路線バスに代わり、生活に必要な移動を維持するために不可欠な移動手段である。

事業の概要

- ・運行区間 湯の沢線：渋沢駅北ロー湯の沢終点、みくるべ線：渋沢駅北ローみくるべ自治会館、柳川・八沢線：渋沢駅北ロー八沢沢ノ下
- ・運行日 月曜日～金曜日の平日(土曜日、日曜日及び祝日並びに12月29日～1月3日までは運休)
- ・運行時間帯 5:55～20:19
- ・運行本数 湯の沢線19便、みくるべ線11便、柳川・八沢線7便、みくるべ線+柳川八沢線1便
- ・運行車両 10人乗りワゴン車両による運行
- ・運賃 200円、250円、300円(3つのエリアに区分したエリア制運賃)
- ・回数券 1,500円で1,650円分の乗車が可能
- ・通学パス 通学のために乗車する小学生を対象に発行し、通学時は1乗車100円で利用できる。



【地域計画の目標】 ⑥観光立国実現に向けた取組

羽田空港国際化への対応(1)

羽田空港国際線ターミナルの24時間化に対応するため、京浜地区への輸送確保として国際線ターミナルタクシー乗り場に京浜地区方面乗り場を設置。

国際線タクシー利用者の利便向上策

- ①会話コミュニケーションツールとしての指差し外国語シートの導入
- ②指差し外国語シート携帯タクシーへの車体ステッカーによる表示
- ③「おもてなしの心」を表すためドアサービス、トランクサービスの励行
- ④タクシーセンターによる巡回指導の実施
- ⑤国際線ターミナルタクシー乗り場から京浜地区への定額運賃制の導入

定額運賃制の導入(2)

県内から羽田・成田空港へわかりやすいゾーン別定額運賃を導入。

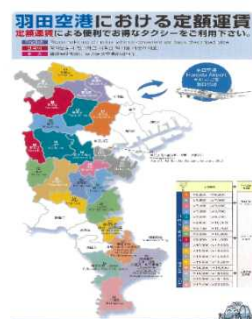
また、羽田空港の国際線に合わせて国内線ターミナルタクシー乗り場から京浜地区への定額運賃専用乗り場とした。(27年4月6日運用開始)



指差しシート図



車体ステッカー



京浜交通圏適用ゾーン



羽田空港タクシー乗り場表示

【地域計画の目標】 ⑥観光立国実現に向けた取組

羽田空港国際化への対応(2)

国際線乗り場の状況

タクシー乗り場において、24時間対応や外国人旅客に対する「おもてなしの心」のサービス提供のための研修、「指差し外国語シート」による利用案内、シート搭載車両ステッカー貼付のサービスを開始。オープン当初は航空機の就航便数が少なく利用があるのか手探り状態の運行開始あったが、国際線発着も増便していることから、27年3月期は過去最高の輸送実績となっている。また27年4月からは国際線・国内線のタクシー乗り場は、定額運賃乗り場となり、横須賀・三浦市を含めて全17ゾーンの適用となった。今後、国内線路線も充実した羽田空港をハブ空港として、また2020年の東京オリンピックも控えており、更に発着回数は増加することが想定され、神奈川方面の利用者増加も見込まれることから、さらにサービスの質を向上させる必要がある。

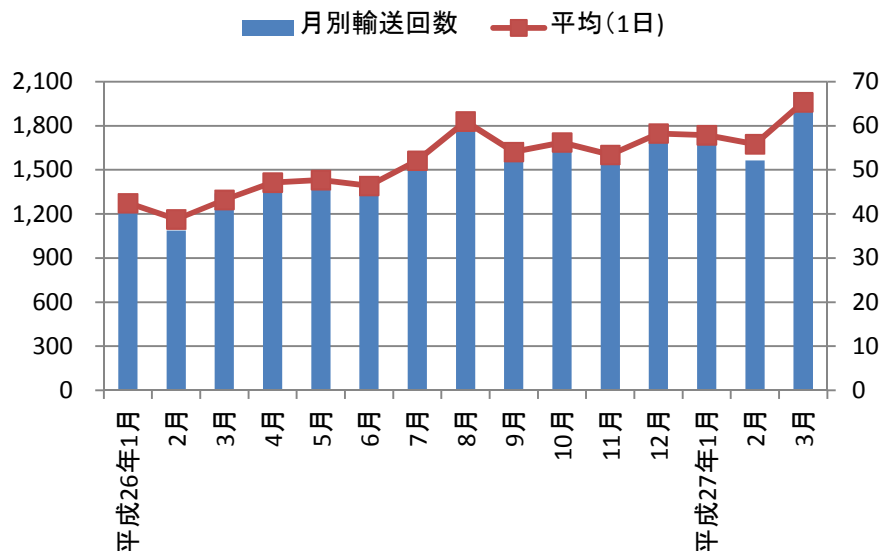


待機場における指導

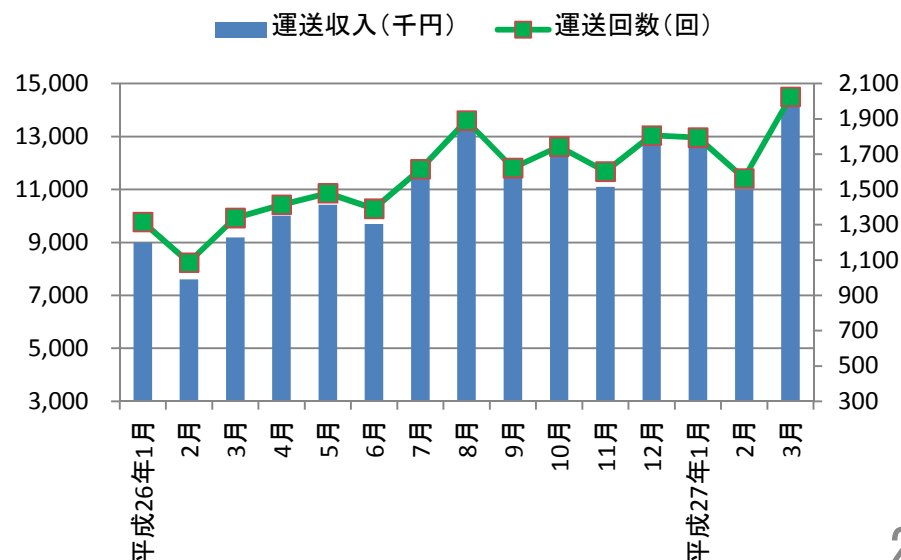
国際線京浜方面乗り場



稼働状況



羽田空港定額運賃の実績推移(京浜交通圏)



【地域計画の目標】 ⑥観光立国実現に向けた取組

かながわ観光タクシープロジェクト推進ネットワーク会議の設置

【趣 旨】 神奈川県に訪れる多くの観光客等に、乗務員が「おもてなしの心」を持った接客・接遇ができるよう関係機関の協力を頂き、かながわ観光タクシードライバーの育成を図る。

【構成員】 国、自治体、観光協会、商工会議所、横浜観光コンベンション・ビューロー、横浜シティガイド協会、神奈川タクシーセンター

かながわ観光タクシードライバー認定制度

【受講資格】

1. ユニバーサルドライバー研修を修了した者。
2. 道路交通法、自動車運送法等の違反のない者。
3. 乗務員として1年以上の経験を有する者。

【認 定】

かながわ観光タクシードライバー認定研修を受講し、かつ検定試験に合格した者。

【出発式】

平成26年3月27日 赤レンガ倉庫

■ ユニバーサルドライバー研修科目

序 章 観光タクシーとは
第1章 観光タクシードライバーとは
第2章 第一印象と話し方
第3章 観光タクシー接客・業務の流れ
 ロールプレイング
第4章 観光タクシードライバーの心得
観光知識・主な観光スポット
観光知識・スポットの効果測定



認定証



認定マーク



出発式

かながわ観光タクシードライバー認定状況

	25年度		26年度		合 計	
	事業者数	認定者数	事業者数	認定者数	事業者数	認定者数
横 浜	25	125	21	113	35	238
川 崎	7	43	4	35	8	78
横須賀	5	10	2	12	6	22
合 計	37	178	26	160	48	338

※ 合計欄の事業者数は重複会社を除く。



【地域計画の目標】 ⑥観光立国実現に向けた取組

観光コース

- ・フェリス女学院大学とコラボによる『横浜の歴史・発祥地めぐり』などの観光モデルコースの作成
- ・川崎工場夜景及び横須賀の人気スポット観光のモデルコースの作成
- ・横浜、川崎、横須賀の観光モデルコースパンフレットの作成・配布(ホテル、横浜駅など)



観光パンフレット

- ・ユニバーサルツーリズムの促進
UD車両による『川崎工場夜景観光ツアー』の実施(27年4月開始)
- ・認定ドライバー用観光ガイドブックの作成
- ・羽田空港国際線ターミナルタクシー乗り場へ観光モデルコースのデジタル表示案内
- ・各種イベント参加による観光コースの紹介(開港祭、カーフリーデー、バリアフェスタかながわ等)



羽田空港乗り場
デジタル表示

- ・観光駐車場所の確保

赤レンガ倉庫(2両)、横浜美術館(1両)



カーフリーデー出展



赤レンガ倉庫駐車場所



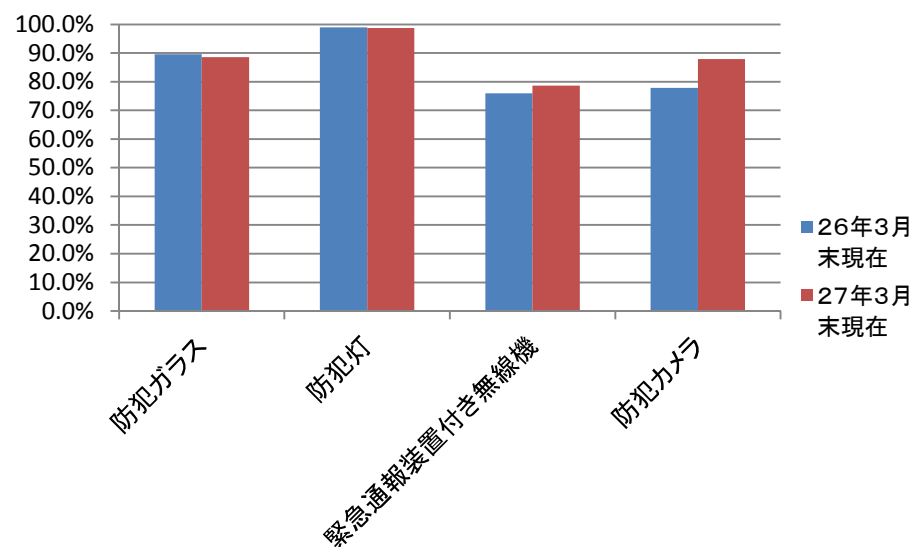
横浜美術館駐車場所

【地域計画の目標】 ⑧タクシー運転者の労働条件の悪化の防止、改善・向上

防犯装置設置の推移

- ・毎年、泥酔者によるトラブル、偽造通貨・紙幣やタクシー強盗等による被害が発生している。平成22年に平塚市内で発生したタクシー強盗によって、乗務員の尊い命が失われており、対策の強化が進んでいる。
- ・タクシー防犯装置は日々進化しており、人命確保に向けた効果の高い装置の導入が進んでいる。

	27年3月末現在	
総車両数	9,943	
	設置数	装着率
防犯ガラス	8,835	88.9%
防犯灯	9,846	99.0%
緊急通報装置付き無線機	7,886	79.3%
防犯カメラ	8,770	88.2%



※神奈川県タクシー協会調べ

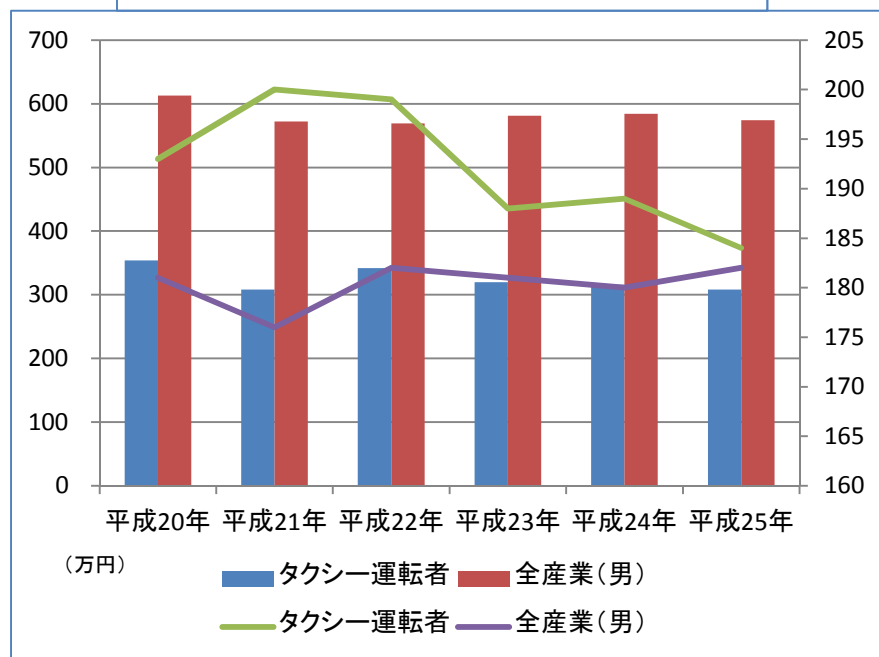
防犯灯は約100%の設置となっている。防犯カメラは、犯罪を抑制する上でも大変有用。23年末40%設置から、27年3月末現在では、約88%に上昇している。

【地域計画の目標】 ⑧タクシー運転者の労働条件の悪化の防止、改善・向上

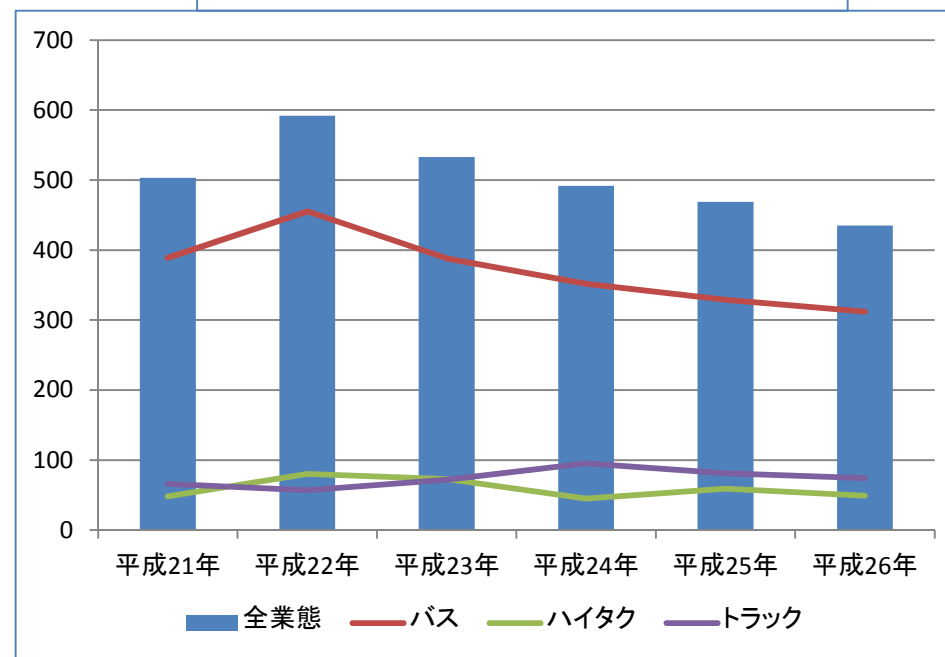
タクシー運転者の平均賃金・労働時間の推移及び重大事故件数の推移

・タクシー運転者の平均賃金は、全産業労働者との乖離は大変大きく、早急に対策が必要。

タクシー運転者の平均賃金・労働時間の推移



タクシー自動車の重大事故件数の推移



賃金(年間)の推移

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
タクシー運転者	354	308	342	320	303	308
全産業(男)	613	572	569	581	584	574

労働時間(月間)の推移

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
タクシー運転者	193	200	199	188	189	184
全産業(男)	181	176	182	181	180	182

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
バス	389	455	388	352	329	312
ハイタク	48	80	73	45	59	49
トラック	66	57	72	95	81	74
全業態	503	592	533	492	469	435

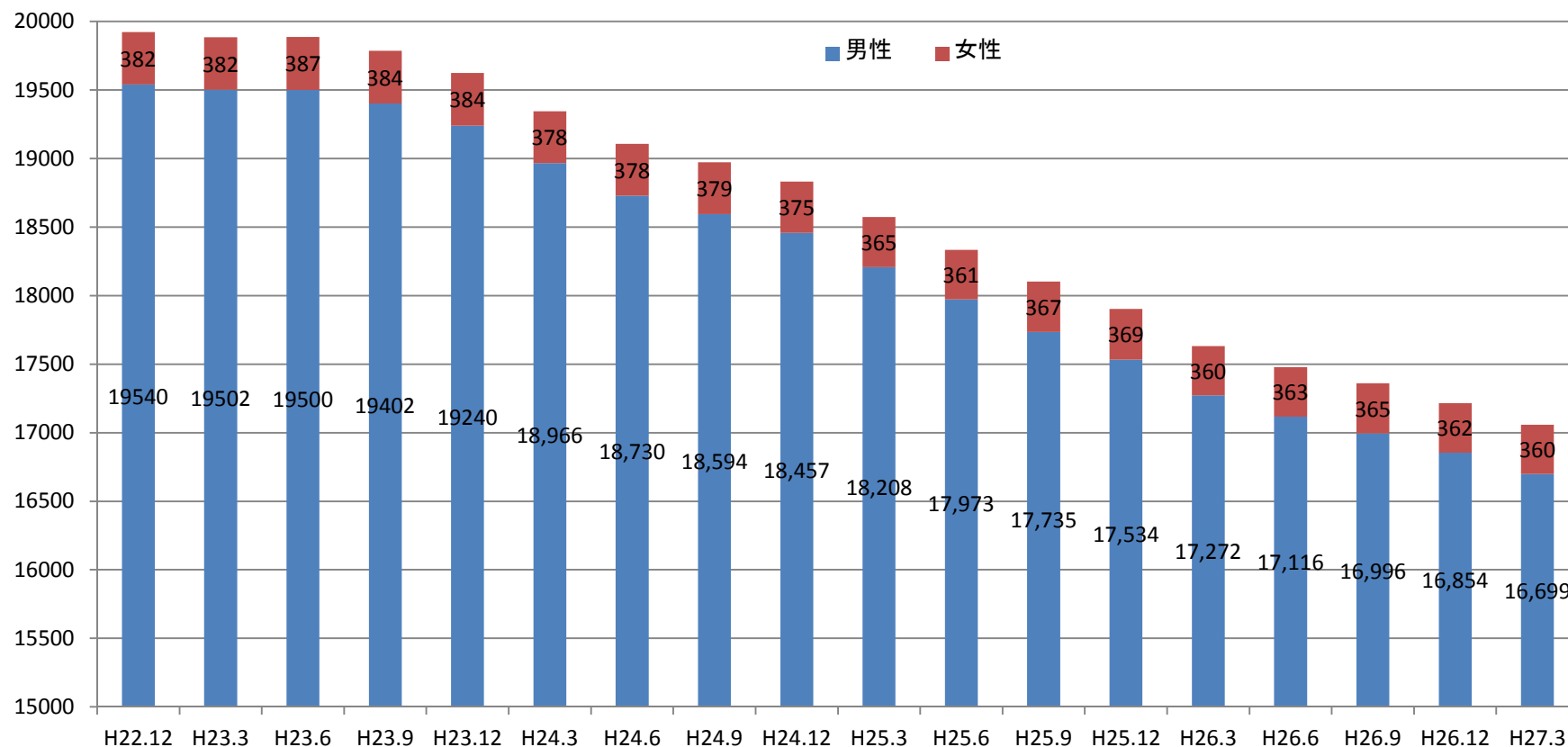
※厚生労働省：賃金構造基本統計調査より

【地域計画の目標】 ⑧タクシー運転者の労働条件の悪化の防止、改善・向上

タクシー運転者及び事業者乗務員の登録件数の推移

・法人の車両減少に伴い、運転者登録件数は平成22年12月以降全体として減少傾向にある。女性運転者数は、ほぼ横ばいとなっている。平均年齢は年々上昇し、現在は60.2才となっており、早急に運転者の高齢化に対応する必要がある。

京浜



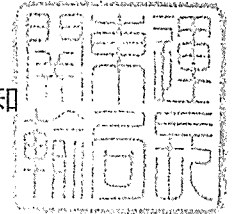
※神奈川タクシーセンター調べ



関自旅二第1591号
平成27年2月2日

京浜交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会
会長 伊藤 宏 殿

関東運輸局長 又野 己知



特定地域の指定について

京浜交通圏については、別添「特定地域の指定等について（平成27年1月30日公示。以下「指定基準」という。）」に基づき該当状況を確認したところ、別添2のとおり指定基準（1.（6）を除く。）に適合しているため、御協議会において特定地域の指定を希望する場合においては、平成27年6月末日までに御協議会において同意を得た上で、その旨を別添3の報告様式例を参考に報告していただきますようお願い致します。

また、特定地域の指定に関する議論を行うにあたっては、特定地域に指定された場合の法的効果に鑑み、利用者の意向を十分に踏まえた上で議論を行っていただくよう併せてお願い致します。

なお、利用者の意向の把握等に関する方法については、追ってご連絡申し上げます。



公 示

特定地域の指定基準等について

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）第3条に規定する特定地域の指定基準等について、下記のとおり公示する。

平成27年1月30日

関東運輸局長 又野 己知

記

1. 特定地域の指定

国土交通大臣は、直近年度末現在のタクシー車両数が適正車両数の上限値を上回っている準特定地域のうち、次の（1）から（6）のいずれにも該当する営業区域を特定地域として指定するものとする。ただし、日車營收が平成13年度と比較して増加している営業区域については指定しないものとする。

（1）実働実車率が平成13年度と比較して10%以上減少していること。

（2）次の①又は②のいずれかに該当すること。

① 当該営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計のうち、タクシー事業に係る営業収支率が100%を下回る事業者が当該営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が占める割合（以下「赤字事業者車両数シェア」という。）が1/2以上であること。

② 赤字事業者車両数シェアが1/3以上であって、前年度と比較して赤字事業者車両数シェアが10ポイント以上増加していること。

（3）人口30万人以上の都市を含む営業区域であること。

（4）総実車キロが前年度と比較して5%以上増加していないこと。

（5）次の①から③のいずれかに該当すること。

① 日車營收又は日車実車キロが平成13年度と比較して10%以上減少していること。

② 当該営業区域における走行100万キロ当たりの法令違反件数の直近5年間の平均値が、全国における走行100万キロ当たりの法令違反件数の直近5年間の平均値を上回っていること。

- ③ 当該営業区域における走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値が、全国における走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値を上回っていること。

(6) 当該営業区域における協議会の同意があること。

2. 指定期間等

1. の指定は、原則として毎年1月1日を目途に3年を超えない範囲で期間を定めて指定するものとし、指定の延長は原則として1回に限って行うことができるものとする。ただし、指定期間中であっても、1. に掲げる基準に該当しなくなった場合（指定からの期間が2年未満の場合を除く。）、国土交通大臣は指定の解除を行うものとする。

また、指定を解除する営業区域又は指定の延長を行わない営業区域にあっては、原則として準特定地域として指定するものとする。

なお、当該指定及び指定の解除は告示により行う。

3. 指定等のための各種指標の把握等

指定等に当たっては各年度ごとの旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年3月31日運輸省令第21号）に基づく法人事業者の事業実績報告等を用いるものとし、地方運輸局は、毎年度の各営業区域ごとの数値を原則として7月30日までにとりまとめ、本省に報告するものとする。

附 則

- 1 本通達は、平成27年1月30日から施行する。
- 2 平成25年度の各種指標に基づく特定地域の指定については、本則2. に定める期日にかかわらず、指定するものとする。

(別添2)

国自旅第306号

平成27年2月2日

関東運輸局長 殿

自動車局長

特定地域の指定について

現在準特定地域に指定している営業区域について、「特定地域の指定等について（平成27年1月30日国自旅第305号。以下「指定基準」という。）」に基づき該当状況を確認したところ、下記の営業区域について指定基準（1.（6）を除く。）に適合している状況である。

については、貴職から該当する交通圏の準特定地域協議会会長に対してその旨を伝えるとともに、特定地域の指定を希望する協議会がある場合においては、平成27年6月末日までに報告されたい。

また、特定地域に指定された場合における法的効果に鑑み、当該協議会において、利用者の意向を十分に踏まえた上で特定地域の指定に関する議論が行われるよう、適時適切に助言・協力等をされたい。

なお、利用者の意向の把握等に関する方法については、追って連絡する。

記

指定基準（1.（6）を除く。）に適合する営業区域

神奈川県 京浜交通圏

千葉県 京葉交通圏、東葛交通圏、千葉交通圏

埼玉県及び群馬県 中・西毛交通圏



【関東運輸局管内の各営業区域毎における指定基準への適合状況】

1. 神奈川県 京浜交通圏

(1) 実働実車率の要件

(H13) 41.0% (H25) 33.8% (減少率) 17.5%

(2) 赤字車両数シェアの要件

(H24) 46.6% (H25) 55.9% (収支差) 9.3ポイント

(3) 人口要件

横浜市 約370万人

(4) 総実車キロの要件

(H24) 179,910,775km (H25) 176,946,412km (増加率) ▲1.6%

(5) ① 日車営収又は日車実車キロの要件

日車営収 (H13) 44,008円 (H25) 37,283円 (減少率) 15.3%

日車実車キロ (H13) 113.8km (H25) 85.5km (減少率) 24.9%

(5) ② 法令違反の発生状況の要件

(京浜交通圏) 0.0231件 (全国平均) 0.0509件

(5) ③ 事故の発生状況の要件

(京浜交通圏) 8.673件 (全国平均) 7.567件

2. 千葉県 京葉交通圏

(1) 実働実車率の要件

(H13) 44.3% (H25) 38.2% (減少率) 13.9%

(2) 赤字車両数シェアの要件

(H24) 41.0% (H25) 51.6% (収支差) 10.6ポイント

(3) 人口要件

船橋市 約62万人

(4) 総実車キロの要件

(H24) 39,339,360km (H25) 39,281,032km (増加率) ▲0.1%

(5) ① 日車営収又は日車実車キロの要件

日車営収 (H13) 38,407円 (H25) 34,709円 (減少率) 9.6%

日車実車キロ (H13) 103.0km (H25) 87.0km (減少率) 15.5%

(5) ② 法令違反の発生状況の要件

(京葉交通圏) 0.0660件 (全国平均) 0.0509件

(5) ③ 事故の発生状況の要件

(京葉交通圏) 8.410件 (全国平均) 7.567件

3. 千葉県 東葛交通圏

(1) 実働実車率の要件

(H13) 42.1% (H25) 36.1% (減少率) 14.1%

(2) 赤字車両数シェアの要件

(H24) 50.4% (H25) 70.5% (収支差) 20.1ポイント

(3) 人口要件

松戸市 約48万人

(4) 総実車キロの要件

(H24) 26,127,142km (H25) 26,007,888km (増加率) ▲0.5%

(5) ① 日車営収又は日車実車キロの要件

日車営収 (H13) 36,531円 (H25) 33,677円 (減少率) 7.8%

日車実車キロ (H13) 96.0km (H25) 82.5km (減少率) 14.1%

(5) ② 法令違反の発生状況の要件

(東葛交通圏) 0.0660件 (全国平均) 0.0509件

(5) ③ 事故の発生状況の要件

(東葛交通圏) 8.072件 (全国平均) 7.567件

4. 千葉県 千葉交通圏

(1) 実働実車率の要件

(H13) 35.3% (H25) 29.7% (減少率) 15.9%

(2) 赤字車両数シェアの要件

(H24) 61.9% (H25) 68.2% (収支差) 6.3ポイント

(3) 人口要件

千葉市 約96万人

(4) 総実車キロの要件

(H24) 23,781,726km (H25) 23,530,074km (増加率) ▲1.1%

(5) ① 日車営収又は日車実車キロの要件

日車営収 (H13) 30,787円 (H25) 28,018円 (減少率) 9.0%

日車実車キロ (H13) 82.3km (H25) 69.3km (減少率) 15.8%

(5) ② 法令違反の発生状況の要件

(千葉交通圏) 0.0660件 (全国平均) 0.0509件

(5) ③ 事故の発生状況の要件

(千葉交通圏) 7.372件 (全国平均) 7.567件

5. 埼玉県及び群馬県 中・西毛交通圏

(1) 実働実車率の要件

(H13) 37.7% (H25) 32.6% (減少率) 13.4%

(2) 赤字車両数シェアの要件

(H24) 46.7% (H25) 70.3% (収支差) 23.6ポイント

(3) 人口要件

高崎市 約37万人

(4) 総実車キロの要件

(H24) 14,223,436km (H25) 14,211,655km (増加率) ▲0.1%

(5) ① 日車営収又は日車実車キロの要件

日車営収 (H13) 20,835円 (H25) 20,189円 (減少率) 3.1%

日車実車キロ (H13) 59.7km (H25) 52.5km (減少率) 12.0%

(5) ② 法令違反の発生状況の要件

(中・西毛交通圏) 0.0042件 (全国平均) 0.0509件

(5) ③ 事故の発生状況の要件

(中・西毛交通圏) 5.318件 (全国平均) 7.567件

※ 上記括弧付き番号は、別添「特定地域の指定等について(平成27年1月30日公示)」

1. の括弧付き番号を付しています。

(別添3)

平成26年2月 日

国土交通大臣 殿
(〇〇運輸局長経由)

〇〇〇〇協議会
会長 〇〇 〇〇

特定地域の指定に関する決議について(報告)

平成 年 月 日に協議会を開催し、特定地域の指定に関する議論を行った結果、特定地域の指定に同意する(同意しない)との結論に至りましたので報告致します。

タクシー利用者の意向の把握等のアンケート 調 査 結 果

平成 2 7 年 5 月 2 2 日

京浜交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会

タクシーに関するアンケート

横浜・川崎・横須賀及び三浦地区のタクシーサービス向上のため、皆様の御意見をお聞かせ下さい。

(※ タクシー事業の関係者は御遠慮下さい。)

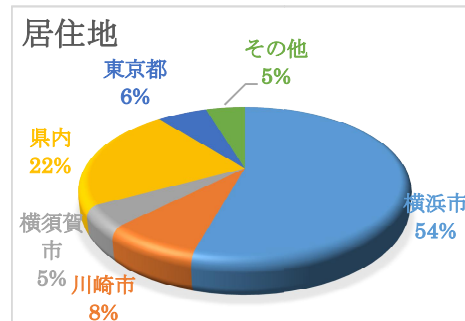
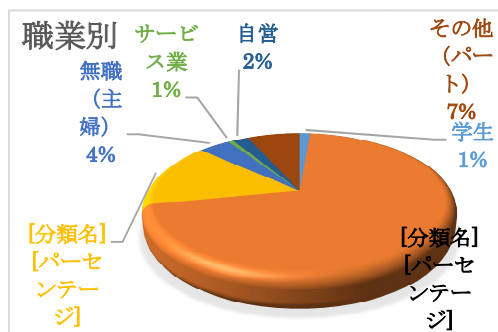
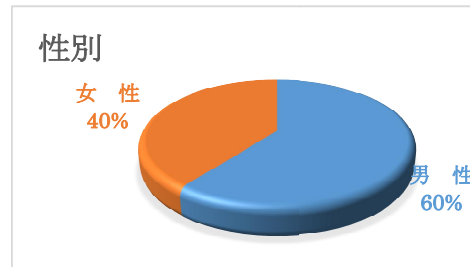
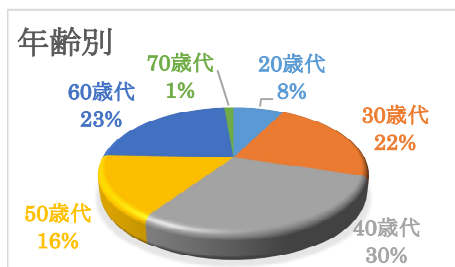
○あなたの年齢・性別・職業・居住地（市区町村）をお聞かせ下さい。

年齢別	
20 歳代	11
30 歳代	33
40 歳代	44
50 歳代	24
60 歳代	34
70 歳代	2
80 歳以上 (不明)	1
合 計	149

性別	
男 性	90
女 性	59
合 計	149

職業別	
学生	2
会社(事務)員	105
公務員	0
団体職員	22
無職(主婦)	6
サービス業	1
自営	3
その他(パート)	10
合 計	149

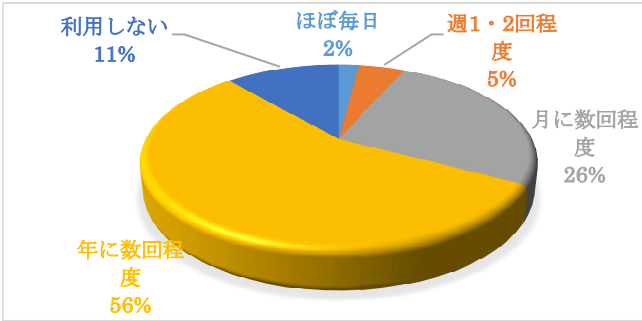
居住地	
横浜市	81
川崎市	12
横須賀市	7
県内	33
東京都	9
その他	7
合 計	149



次の各項目に該当するところに「○」をつけて下さい。

(1) タクシーを利用しますか

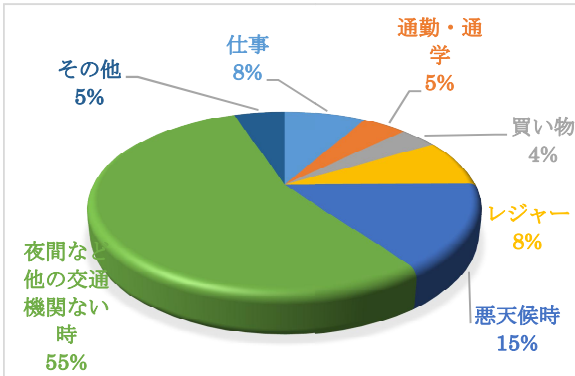
ほぼ毎日	3
週 1・2 回程度	7
月に数回程度	39
年に数回程度	83
利用しない	17
合計	149



※「利用しない」を選択された方は(9)へお進み下さい

(2) 主にどのような場合にタクシーを利用しますか。

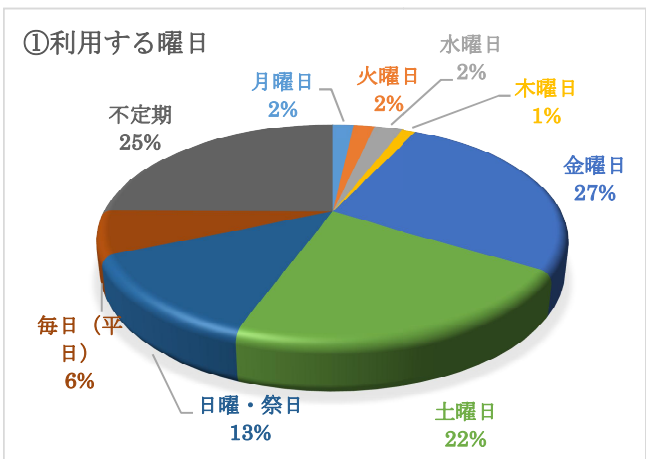
仕事	13
通勤・通学	7
買い物	6
レジャー	13
悪天候時	24
夜間など他の交通機関ない時	86
その他	8
合計	157



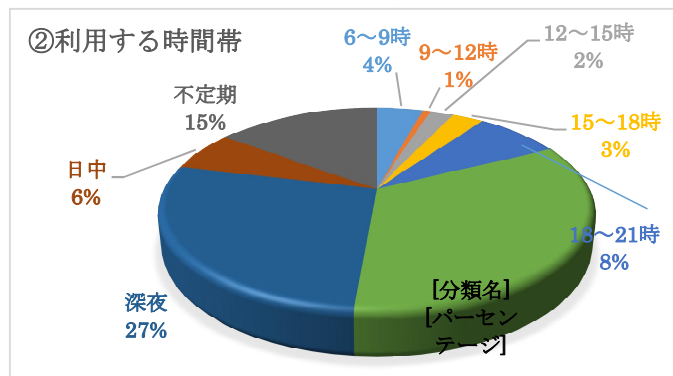
(3) よく利用する曜日・時間帯を教えてください。

① よく利用する時間帯

月曜日	3
火曜日	3
水曜日	4
木曜日	2
金曜日	45
土曜日	37
日曜・祭日	22
毎日(平日)	11
不定期	42
合計	169

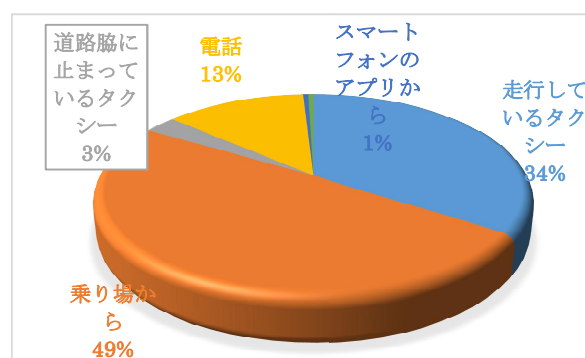


6～9 時	6
9～12 時	1
12～15 時	3
15～18 時	4
18～21 時	11
21～24 時	48
深夜	39
日中	9
不定期	21
合計	142



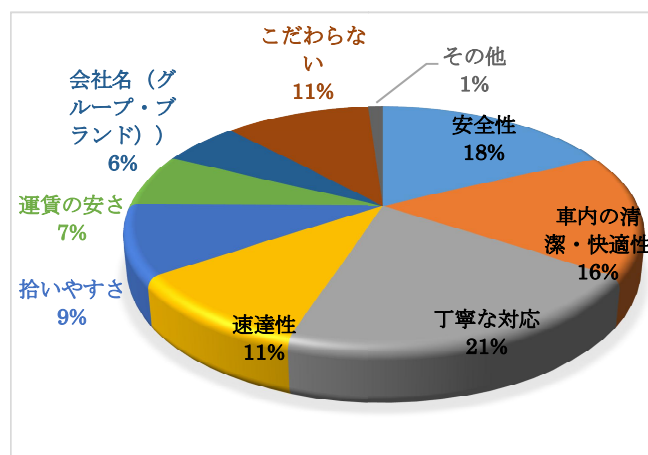
(4) どのような方法でタクシーを利用しますか。(複数選択可)

走行しているタクシー	73
乗り場から	105
道路脇に止まっているタクシー	6
電話	27
スマートフォンのアプリから	1
その他	1
合計	213



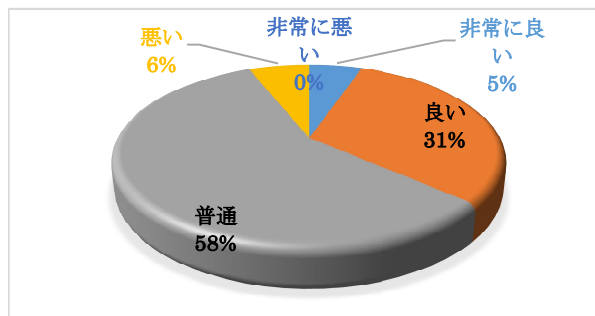
(5) タクシーを利用する際に重視する点はどのようなことですか。(複数選択可)

安全性	49
車内の清潔・快適性	45
丁寧な対応	57
速達性	29
拾いやすさ	26
運賃の安さ	19
会社名(グループ・ブランド))	16
こだわらない	30
その他	3
合計	274



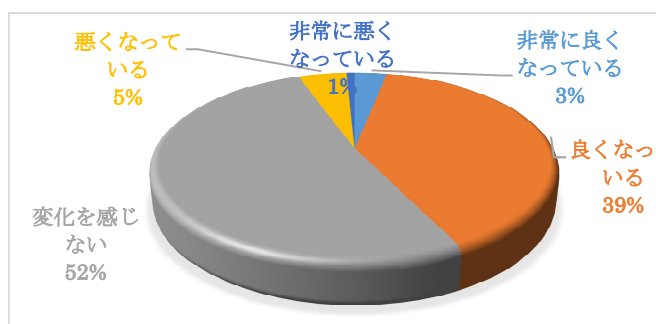
(6) 普段ご利用になるタクシーのサービス水準（安全性、快適性、接客態度など）について、どのように感じますか。

非常に良い	7
良い	41
普通	76
悪い	8
非常に悪い	0
合計	132



(7) ここ数年でのタクシーサービス水準の変化について、どのように感じますか。

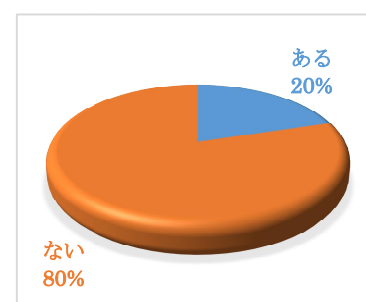
非常に良くなっている	4
良くなっている	51
変化を感じない	67
悪くなっている	6
非常に悪くなっている	1
合計	129



(8) タクシー乗車中に事故の危険を感じたことはありますか。

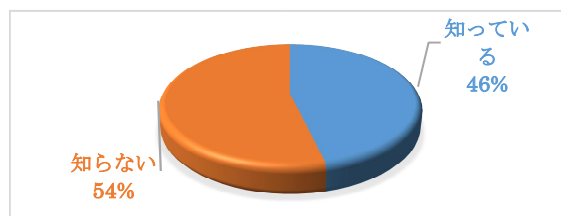
ある	28
ない	110
合計	138

急ブレーキ・急発進……	6
スピードのだしすぎ ……	4
信号無視……………	4
車線変更……………	1
交差点の右折時 ……	1
割り込み ……………	1
その他……………	4



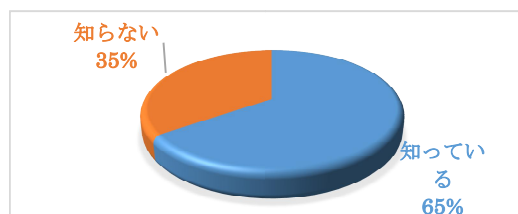
(9) タクシー運転手の平均年収が、全産業での平均を大きく下回っていることを御存じですか。 (参考：平成 25 年 全産業 574 万円 タクシー運転手 308 万円)

知っている	69
知らない	80
合計	149



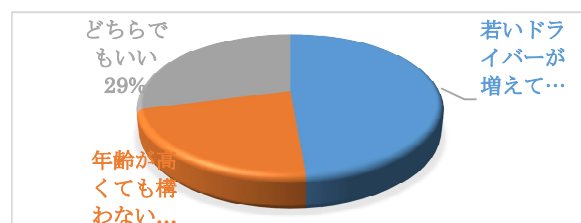
(10) タクシー運転手の労働環境（賃金が歩合制であることなど）を御存じですか。

知っている	96
知らない	51
合計	147



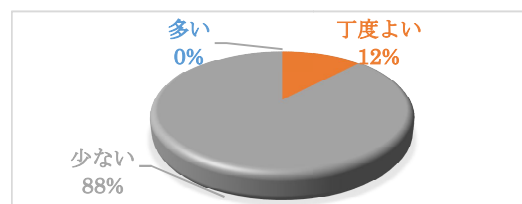
(11) タクシー運転手の平均年齢が現在 59.8 才であることについてどう思いますか。

若いドライバーが増えて欲しい	72
年齢が高くて構わない	33
どちらでもいい	43
合計	148



(12) タクシー運転手の女性比率が 2.0%（平成 27 年 1 月末）であることについて、どのように感じますか。

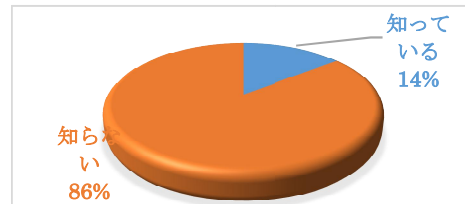
多い	0
丁度よい	18
少ない	127
合計	145



(13) 全国のタクシー会社の6割以上が赤字経営であることは御存じですか。

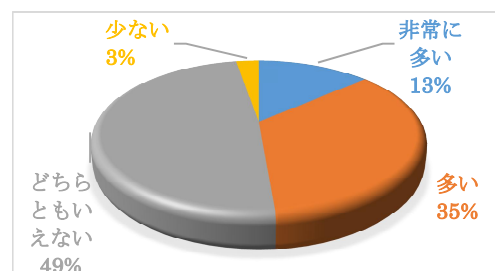
(参考：平成25年度の赤字比率64%)

知っている	21
知らない	125
合計	146



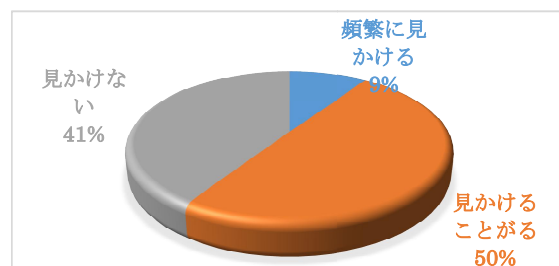
(14) 駅前や繁華街など街中にタクシーが多いと感じますか、少ないと感じますか。

非常に多い	20
多い	52
どちらともいえない	72
少ない	4
合計	148



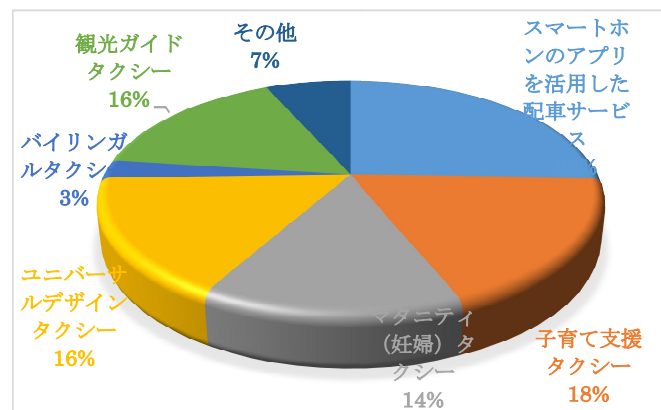
(15) タクシーが法令違反（スピード違反、駐車違反など）をしているところを見たことがありますか。

頻繁に見かける	14
見かけることがある	73
見かけない	60
合計	147



(16) 普及を望むタクシーサービスはどのようなものですか。（複数選択可）

スマートホンのアプリを活用した配車サービス	50
子育て支援タクシー	36
マタニティ(妊婦)タクシー	28
ユニバーサルデザインタクシー	32
バイリンガルタクシー	5
観光ガイドタクシー	32
その他	13
合計	196



(17) 今後あればいいと思うサービスはどのようなものですか。(自由記述)

コンビニなどに乗り場の設置
地域の見守り
電子マネーの支払い・チャージができる
高齢者支援(乗降など)
観光案内などできる運転手
塾などの送迎
スタンプなどの割引制度
ネット予約
高齢者・介護者への観光
メーターが上がる時期が解る装置
スマホで呼び出し可能
病院・塾などの定額送迎
シニア割引
深夜の割増料金を高くしてタクシーを拾いやすくする
乗り放題

(18) 利用者として、どのようなことをタクシーに望みますか。(自由記述)

【接客・接客関係】

- ・丁寧な対応
- ・臨機応変な対応ができる
- ・身だしなみ
- ・親切な対応
- ・乗務員の質の向上

【運転マナー関係】

- ・安全運転
- ・違法駐車(駅前占拠等)禁止
- ・車内禁煙の徹底
- ・駅前の客待ち渋滞の解消

【運賃関係】

- ・運行経路の確認(遠回りされる)
- ・目的地までの料金の目安が解る。
- ・低運賃(薄利多売)
- ・運賃の自由化

【その他】

- ・運転者・会社名が後部から見やすい表示にする。
- ・他の交通機関との違いを生かす
- ・ジャンボタクシー
- ・乗客用安全ボタンの設置
- ・労働環境の改善(運賃は値上げしない)
- ・女性ドライバー(安心)
- ・カーナビの活用(使えない)
- ・地理の勉強
- ・他の公共交通の運休時の交通手段としての活用
- ・乗合タクシー
- ・車高が高く楽に乗降できる車
- ・呼びやすい手段
- ・運転者に気を使わないで乗れる
- ・乗り場でのタクシー待ち時間の表示